

百濟王懼之以鐵鎖縛酒君附襲津彦而進上

とある鎖をツガリとよめる本あり。箋註倭名抄(卷五の四九丁)に

按ツガリ連鎖之謂、舞人摺袴有ツガリ組。今俗茶入袋有スガリ。又以絲造囊亦謂之スガリ。並譌ツガリ也。ツガリ與ツガフ同語、聯綴之義也

とあり。案ずるにツガリは自動詞とおぼゆればツガフと同語といへるは従はれず。ツガリは繼有にてツラナルと同意なるべし。略解にイツガリヲレバをツナガレヲレバと譯し古義に「イツガルは即自紐兒にぬひつけたる如くつきそひをるを云ならむ」と釋せるは共にうべなはれず。○紐兒といふ名の縁にてイツガリといへる。當時の歌にはめづらし

いそのかみふるのわさ田の穂にはいでず心のうちにこふるこのごろ

石上振乃早田乃穗爾波不出心中爾戀流此日

初二は穂ニハイデズまではかゝらで穂ニイツまでにかゝれる序なり。又第二句の下に穂に出ヅルガ如クといふことを補ひてきくべき一種の序ともいひつべし。略解古義に穂にのみかかれる序としたるは従はれず。さて穂ニハイデズとは外ニハ

アラハサズとなり。即心ノウチニといへるにひとし。○此日は比日の誤なり

かくのみしこひしわたれば(たまきはる)命も吾はをしけくもなし

如是耳志戀思渡者靈刻命毛吾波惜雲奈師

ワタレバはワタルニ、ヲシケクモは惜カル事モなり。○以上二首は最初のととは別時の歌なり

大神、大夫任長門守時集三輪河邊宴歌二首

三諸の神のおぼせるはつ瀬河みをしたえずばわれわすれめや

三諸乃神能於婆勢流泊瀬河水尾之不斷者吾忘禮米也

古義に續紀に大寶二年正月乙酉從四位上大神朝臣高市麻呂爲長門守とあるに據りて大神大夫を大神、高市麻呂とせり。○三輪河は即泊瀬河なり。三輪山の下を過ぐる處を三輪河といひしにこそ

ミモロノ神ノは此三輪ノ神ノにて神といへるはやがて山なり。卷十三なる長歌にも

かむなびの三諸の神の帯にせる、あすかの川の云々

とあり。但それは高市郡なる神岳なり(卷三八四二參照)。オバセルはオビタマヘルとなり。○四五は水脈ノ絶エザラム限諸君ヲ忘レジとなり。古義に今日ノ宴ノ面白サヲ忘ルル世ハアルマジと譯せるは非なり。○此一首は大神大夫のよめるとおぼゆ

おくれるて吾はやこひむ春霞たなびく山を君がこえいなば

於久禮居而吾波也將戀春霞多奈妣久山乎君之越去者

右二首古集中出

オクレキテはアトニ殘リテとなり。吾ハヤのヤは助辭なり。○これは送る人のよめるなり。○左註の古集は古歌集の誤ならむ。他處には古歌集とあり。歌の字落たる歟。と契沖もいへり

大神大夫任筑紫國時阿倍大夫作歌一首

おくれるて吾はやこひむ稻見野の秋はぎ見つついなむ子故に

於久禮居而吾者哉將戀稻見野乃秋芽子見都津去奈武子故爾

大神高市麻呂が筑紫國司に任せられし事國史に見えず。阿倍大夫は廣庭なるべしと古義にいへり

子ユエニは子ナルニとなり。即名ニオフ印南野ノ萩ヲ見ツツオモシロク旅ユカム子ナルニとなり。卷一(三九頁)に人ヅマユエニワレコヒメヤモ、卷七(一三八二頁)にワタツミノ手ニマキモタル玉ユエニとあり。○さて子は親愛の稱にはあれど大神大夫を指して子といへるはいふかし。略解に

男をさしてイザ子ドモなどいふはあれど只子とのみいふは専ら女をさせり。上の歌の轉せしにやおぼつかなし

といへり。子といふがたとひ古義にいへる如く男女にわたりて人をよぶ時の稱なりとも先輩をさして子とはいふべからず。二大夫の年紀を考ふるに大神高市麻呂は壬申の亂に功ありし人にて慶雲三年に卒せし人、阿倍廣庭は之より二十六年の後天平四年に卒せし人なり。されば高市麻呂は廣庭より遙に年長けたりしならむ。更に別方面より見るに此歌と前の歌とは初二全く相同じ。此等の事情によりて思ふに此歌の題辭に大神大夫とあるは前の歌の題辭よりまぎれ來れるにて實は大

神大夫ならぬ別人の筑紫國司に任せられし時の餞の歌ならむ

獻弓削皇子歌一首

かむなびの神依板カムナビノカミイタにする杉のおもひもすぎず戀のしげきに

神南備神依板爾爲杉乃念母不過戀之茂爾

上三句はスギズにかゝれる序にて神依板ニスル神南備ノ杉ノといへるなり。神南備ノ神依板とつづけては心得べからず。カムナビは神の座す杜なり。但いづくのとも知るべからず。○神依板は舊訓の如くカムヨリイタとよむべし。古義にカムヨセイタとよみ改めたるは非なり。その神依板について略解に

宣長云。杉を神より板にするといふ事は琴の板とて杉の板をたゝきて神を請招する事あり。今も伊勢の祭禮には此事あり。琴頭カミコに神の御影の降り給ふなり

といひ、足代弘訓の説をしるしたる神依板といふ書に

いにしへ占をするに琴をひきて神をおろし奉り其神の御教を乞し事は古事記、日本紀仲哀天皇神功皇后の御卷にみえて皆人のよくしる處なり。又琴のかはり板をたたゝきて神をおろし奉るわざもあり。その板を神依板といふ。萬葉集卷

九に神ナビノ、又續後拾遺集戀三藤原基俊ハフリ子ガ神依板ニヒクスギノクレユクカラニシダキ戀カナとあるこれなり。此古風今に伊勢にのこりて六月九月十二月内宮御卜祭に板をたゝきて參勤の人の淨不淨を占ふ事あり。其板を琴板といふ。則古の神依板なり

といひ、伴信友の正卜考卷三琴占の條全集第二の五三二頁に

さてこの御占の事を内宮の神官に尋問たるにこの御占神事今も御占神態ウラカミカタとてわづかにかたばかり行ふに琴板とて凡長二尺五寸ばかり幅一尺餘厚一寸餘なる檜板を用ふ。其を笏にてたゝく態をすと云へり。そは後に琴を板に代へ(○琴ノ代ニ板ヲの意笏もて敲くことゝせるなるべし。さて又鈴屋翁の説に萬葉集に見えたる神ナビノ、とよめる神依板の事を「今の世にも古き神社には琴の板とて杉の板をたゝきて神を降し奉るかたを行ふ事往々あるにおもひ合すべし」とてこの琴占の神事のことを引出られたり。但し己がおもふ所は萬葉集に載たる歌のころ、はやくより琴を杉板に代へて(○琴ノ代ニ杉板ヲの意神依板と呼てものすべくは思はれず。歌にスギといふ序に神依板ニスル杉と定めてよめるを

思へば古よりかならず杉板をもて造る例ときこゆる。ばた思合すべし。然れば神依板はもとより別なるト事なり。大神宮の琴占に事そぎて板もてものするはおのづから似たるにて古き神社にて琴の板といふは大神宮にてことそぎてするをまねびたるものなるべし

といへり。即信友は神依板と所謂琴の板とを別とせるなり。此説に従ふべし。ともかくもいにしへ杉の板を用ひて神を招き奉るわざありて其板を神依板と稱せしなり。○オモヒスグは卷三(四三一頁)に

あすか川かはよどさらすたつきりのおもひすぐべき戀ならなくに
同卷(五一四頁)に

いそのかみふるの山なる杉村のおもひすぐべき君にあらなくに
卷四(七五五頁)に

朝に日にいろづく山のしら雲のおもひすぐべき君にあらなくに
とあり。オモヒスグズは即オモヒワタルなり。忘るゝ間なく思續くるなり。略解に「思をやり過しがたき也」といひ古義に「思のはるけぬをいふ」といへるは共に非なり。○

獻といへるは俗語の御目ニカケルなれば其人に申すべき事をよめるもあるべく、ただよめるを見せ奉れるもあるべし。卷五に憶良謹上とあるに右の兩種あるを思ふべし。古義に一々其人に申すべき事をよめるやうに釋きたるは牽強なり(一六九五頁及一七〇八頁參照)

獻舍人皇子歌二首

(たらちねの)母の命の言爾△有者△年の緒長くたのみすぎむや

垂乳根乃母之命乃言爾有者年緒長憑過武也

母ノ命は今母上などいふにひとし(卷六一頁一三參照)○此歌古義にはいたく釋僻めたり。略解には

女の歌なるべし。言爾有者は此女の母の終に末はと許せる詞をきゝしかば末を頼過んといふ意ときこゆ

といへり(言爾有者を舊訓と古義とはコトニアラバとよめり)案ずるに略解の説はなほ一實の功を缺けり。言爾の下に不の字をおとし年緒の上ニアラタマノをおとせるならむ。即

たらちねの母の命の言にあらずばあらたまの年の緒長くたのみすぎむや
といふ旋頭歌なるべし○此歌は皇子に申す意ありてそれを戀の歌にとりなせる
にや

泊瀬河夕わたり来て我妹兒が家の門カドにちかづきにけり
泊瀬河夕渡來而我妹兒何家門近春二家里

右三首柿本朝臣入麻呂之歌集出

ユフワタルは夕ベニ渡ルといふを一語とせるなり○これはただ皇子に見せ奉り
しなり○春は春の誤なり

石河大夫遷任上京時播磨娘子贈歌二首

絶等寸タツナヒの山のをへのさくら花さかむ春べは君をしぬばむ
絶等寸笑山之岑上乃櫻花將開春部者君乎將思

石河大夫は續紀に

靈龜元年五月壬寅從五位下石川朝臣君子爲播磨守

とある人なるべし○播磨の國府は今の姫路の東方なればタユラキ山も姫路附近
の丘陵なるべけれど今しかいふ山なし。おそらくは今の姫山即播磨風土記のヒメ女
道丘ミチノならむ（絶等寸に誤字あるか）

君なくばなぞ身よそはむくしげなるつげのをぐし毛取らむと毛念モネは
ず

君無者奈何身將裝飭匣有黃楊之小梳毛將取跡毛不念

毛詩衛風伯兮に

自伯之東首如飛蓬豈無膏沐誰適トク爲容

とあると同想なり○此歌を贈られし石川君子のよめる

しかのあまはめかり塩やきいとまなみ髮梳乃少櫛コシとりもみなくに

といふ歌卷三（三八五頁）に出でたり。四五は今の歌と相似たり○下の毛は衍字なら
む

藤井連遷任上京時娘子贈歌一首

明日よりは吾はこひむな名欲山いはふみならし君がこえいなげ
從明日者吾波孤悲牟奈名欲山石踏平之君我越去者

上(一七九六頁に

おくれゐて吾はやこひむ春がすみたびく山を君がこえいなげ

といふ歌あり○名欲山は舊訓にナホリヤマとよめり契沖干蔭は此訓に従ひて豊
後國直入郡の山かといへり然るに雅澄は欲を次の誤として攝津國名次山とせり。
名次山はやく卷三(三八六頁)に見えたれど越えて行くべき山にはあらじ。なほ通
本と舊訓とに據るべし○藤井連は卷六一(〇七二頁)に見えたる葛井、連廣成なるべ
しと契沖いへり

藤井、連和歌一首

命をし麻勢久可願△名欲山いはふみならし復亦毛來武

命乎志麻勢久可願名欲山石踐平之復亦毛來武

命ヲシのシは助辭なり○第二句を眞淵は麻狹伎久母願の誤としてマサキクモガ

モとよみ古義に麻幸久母願の誤としておなじくマサキクモガモとよめり。音訓を
交へて麻幸と書けりとせむは雅澄自身もいへる如くいさゝか快からず。卷十五に
イノチヲシ麻多久之阿良婆云々とあるに合せて思ふに麻多久母願名などありし
を多を勢母を可と誤り又名欲山の首と名の字の重れる一つをおとしゝならむか。
さらばマタクモガモナとよむべし。願は卷六の長歌(一〇三三頁)にもガモとよめり
(萬代爾如是霜願跡)○結句を舊訓にマタマタコムとよめるを略解には復を後の
誤としてノチマタコムとよみ古義には亦毛を變の略字の誤としてマタカヘリ
コムとよめり。これは必古義の説の如くなるべし。集中に變反を通用せる事既にい
へる如し

鹿島郡苅野橋別大伴卿歌一首并短歌

牝牛の 三宅の酒に さしむかふ 鹿島の崎に さに塗の 小船儲
玉まきの 小梶しじぬき 夕しほの 満のとどみに みふな子を
あともひたてて よびたてて み船いでなば 濱もせに おくれ奈

△^ミ居^キ而^ラ こいまろび こひかもをらむ 足^シ垂^シ之^レ ねのみやなかむ
海上^{ウミノ}の 其津^ツ於^テさして 君がこぎゆかば

牝牛乃三宅之酒爾指向鹿島之崎爾挾丹塗之小船儲玉纏之小楫繁貫夕
照之滿乃登等美爾三船子呼阿騰母比立而喚立而三船出者濱毛勢爾後
柰居而反側戀香裳將居足垂之泣耳八將哭海上之其津於指而君之已藝
歸者

契沖いへらく

上に檢稅使大伴卿登筑波山時歌あり。常陸國の檢稅事果て下總國海上、津を指て
渡らるゝ時の歌なり

といへり

牝牛乃を舊訓にコトヒウシノとよめり。コトヒウシならば牝牛とあらざるべから
ず。契沖は

牝は仙覺抄にも此まゝにありて諸本杜に作る事なし。然ればメウシと讀べし

といひ、さてそのメウシを地名とせり。然るに眞淵は舊訓の如くコトヒウシノとよ
みてミヤケの枕辭とせり。元曆校本にはまさしく牝^メ牛^{ウシ}とあり。さればコトヒウシ
ノとよむべし。但そのコトヒウシはおそらくは地名なるべし。○ミヤケノ酒ニの酒
を契沖は浦、眞淵は滿、雅澄は泫^{ウツ}の誤とせり。しばらく滿の誤とする説に従ふべし。○
サシムカフ鹿島ノ崎ニサニヌリノ小船儲、玉マキノ小楫シジヌキ サニヌリノ小
船は赤く塗れる船、玉マキノ小楫は玉もて飾れる楫なり。さてサニヌリは實事なれ
ど玉マキは空想なるべし。卷八憶良の七夕長歌(一五五七頁)にも

さにぬりの、小船もがも、玉まきの、真かいもがも

とあり。小船小楫の小は添辭のみ。小船儲を略解にヲブネヲマケテとよみたれど下
の句を見るにテとよむべき處には而の字を添へて書けるにこゝは而の字なけれ
ば古義の如くヲブネヲマケと六言によむべし。○ユフシホノミチノトドミニ 滿
ノトドミについて契沖は「滿はてて湛^ヒへたる時なり」といひ略解には

汐の滿終たるをいふべし。トドマリの約言か。東國にて今タタへといふ也

といひ古義には

汐のみちた、へたるを云。今も土左國にて潮汐の湛るを常にトドヒと云り。登蓮法師集にアハヂ島シホノトドヒヲマツホドニスズシクナリヌセトノ夕風といへり。略解にいへる如くトドマリの約なるべし。キハマリをつづめてキハミといふを思ふべし。但タタヒとは別語ならむ。さて意は満潮の盛といふことならむ。○ミフナ子ヲアトモヒタテテヨビタテテミフネイデナバ 大伴卿を敬してそのあともふ舟子をミフナゴ、その乗る船をミフネといへるなり。アトモフはヒキキルなり。○濱モセニオクレ奈居而 濱モセニは濱一バイニなり。濱は鹿島崎の濱なり。奈居而は略解に「奈の下美の字を脱せり」といへり。げにナミキテとあるべきなり。○コイマロビコヒカモヲラム コイマロビはフシマロビなり。略解にコイはコヤシに同じといへるは非なり。コヤスは人の上にいふ辭なり。○足垂之ネノミヤナカム 足垂之は契沖の如くアシズリシとよむべし。略解に垂は摩の誤かといへり。げに然るべし。○ウナガミノ其津於サシテ 於乎を誤れるなり。木村博士の刻本萬葉集復舊に原於作乎とあり。即通行本の原本なる所謂活字附訓本には乎とありといへるなり。博士は又右の書の序文中に

さて今一つ仙覺律師の序跋も成俊等が跋文も皆有て、しかも傍訓のある本あり。これ今世通行本の原本にして今本はすなはち此本を翻刻せしものにて此活本の外に別に傳本ありて刊行せしにあらず。かくて翻刻のをり刊者のために誤られたるもの少なからねばもし訓にまれ文字にまれ疑はしきがあらばまづ此活本に對校してその舊に復してさてのちに可否をば論すべき也。しかるに世々の萬葉家契沖師縣居翁をはじめとして鈴屋翁も略解の作者も、また本どもをあまた集めて校異をものしたる橘經亮等も今本の外に此活版ありてしかもその原本なることを知らざりけり。こゝにいとをかしきは卷九に其津於指而とある於字につきて義門師の於乎輕重義といふものにいとむつかしき辨論あり。されどこは今本の誤刻にして(原本の活本には其津乎とあり)さる傳本のあるにはあらぬをさばかりものにくはしかりし義門すら此原本のあることを知らざりしに、よりにて誤刻なることをさとらずして於乎輕重義を著して諸人の惑を生せしめたり

といへり。さてただにウナガミノ津ヲサシテといふべきを五七にかなへむが爲に

ソノを挿めるなり。卷三ナデシコソノ花ニモガ(四九七頁)卷七ミモロノソノ山ナ
ミニ(一二三六頁)などの類なり。古義に「ソノとは人の知りたるものを正しくさす詞
なり」といへるはこゝに當らず

地圖を披きて利根川の河口の處を見よ。川の東北岸は常陸國鹿島郡の南端にして
西南岸は下總國香取郡なり。香取郡の東に海上郡ありて海に臨めり。其東北角は即
本銚子なり。鹿島郡の南部に輕野村あり。今の歌の題辭なる苅野橋と關係ある地名
なり。三宅といふ地名は海上郡にも同國印幡郡にもあれど共に輕野と相對せず。お
そらくはいにしへ香取郡に牡牛屯倉といふ處ありしならむ。鹿島崎といへるは利
根川にさし出でたる處なるべし。抑利根川尻の地形は自然に又人工によりていく
度も變化せし事なれば今を以て古を測るべからず。さて題辭に苅野橋とある橋は
濱などの誤字ならざるか。歌に鹿島之崎爾といひ濱毛勢爾といへる。橋邊の趣にお
らざればなり。海上津といへるは本銚子附近なるべし。○挾は狹の誤なり

反歌

海つ路のなぎなむ時もわたらなむかくたつ波に船出すべしや

海津路乃名木名六時毛渡七六加九多都波二船出可爲八

右二首高橋連蟲麻呂之歌集中出

時モは時ニダニなり○略解に「蟲麻呂常陸國官にてよめるなるべし」といへり。さも
あるべし

與妻歌一首

雪こそは春日△消良米心さへきえうせたれや言もかよはぬ

雪已曾波春日消良米心佐閉消失多列夜言母不往來

第二句を從來ハルビキュラメとよみたれどさては辭足らず。春日の下に爾の字お
ちたるならむ○コトモカヨハヌはオトヅレモナキとなり

妻和歌一首

(松反)四臂而有八羽(みつ栗)の中上(不來)麻呂等言八子

松反四臂而有八羽三栗中上不來麻呂等言八子

右二首柿本朝臣人麿之歌集中出

集中の難解歌の一なり○初二を舊訓にマツガヘリシヒニテアレヤハとよめり。こは本集卷十七なる家持の思放逸鷹夢見感悦作歌に

麻追我弊里之比爾底安禮可母[△]さやまだのをちが其日にもとめあはずけむ
とあるに合せてよめりとおぼゆ。さてヤハ(又カハ)といふテニヲハは本集の時代にはいまだ無かりし辭なり。後世ヤハ(又カハ)といふ處を本集にてはみなヤモ(又カモ)といへり。されば略解に

卷十七の歌を合せ考るにこゝもヤモといふべし。さらば羽は母などの誤ならんか。猶考べし

といひ古義にも

羽は物、字などの誤なるべし。十七の歌を合考べし

といへり。古義には右のつづきに又

そのうへ凡て云々ヤモ云々カモなどいふべき所をヤハカハと云は今、京已降の
にのみあることにて此集の頃の歌には一もあることなし(但し續紀宣命に後世
の歌にいへるごとくヤハといへること一二見えたるを思へば歌詞の他にはは

やく彼頃もいひし詞にや。さて強タルコトニテアレヤモ、嗚呼強タルコトニテハ
ナシと云意なり

といへり。羽を誤字としてアレヤモとよみ改めたるは可なれどそのヤモを反語と
見たるはいまだし。こゝは反語を用ふべき處にあらで後世ならばアレバヤといふ
べき處なればなり。此歌のアレヤモは第四句の不來^コと照應し卷十七なる歌のアレ
カモはモトメアハズケムと契合せるなり○マツガヘリは古義にいへる如く枕辭
とおぼゆ。但いかにかゝれるかは未得考へず。四臂而はシヒテとよむべし。卷十七に
之比爾[△]底とあればとてそれに拘はりてニをよみ添ふべきにあらず。さてそのシヒ
テは俗語のスネテに當らむか○ミツ栗ノは中^{ナカ}にかゝれる枕辭なり。中上不來を眞
淵はナカスギテコズとよみてそのナカを月の半の意とし古義は之を是認せり。案
ずるに月の半をただナカとはいふべからず。さればナカは他の意とせざるべから
ず。試にいはいはば中上を中止の誤としてナカダエテとよみて中絶の意とすべきか。古
今集戀五に

わすらるる身をうち橋のなかだえて人もかよはぬ年ぞへにける

とあるも中絶の意なるべく、男女の中の絶ゆる意にはあらず。不來はシヒテアレヤ
モの結なればコヌとよむべき事上にいへる如し。○麻呂等言八子について眞淵は
呂を追の誤、子を方の誤としてマツトイハムヤモとよみ雅澄は

呂は追の誤ならむとこれも岡部氏云り。さもあらむか。さらばマツトイヘヤコと
よむべし。ヤはナケヤ鶯。○古今春下、聲タエズナケヤウグヒス一年ニフタタビト
ダニクベキ春カハなどのヤなるべし。子は使の童をさして云ならむ
といへり。しばらく古義の説に従ふべし

贈入唐使歌△△

わたつみのいづれの神を齊祈者歟往方毛來方毛ふねのはやけむ
海若之何神乎齊祈者歟往方毛來方毛舶之早兼

右一首渡海年紀未詳

題辭の下に一首の二字を補ふべし

齊は齋の通用なり。その第三句を略解にイハハバカとよみ古義にイノラバカとよ

めり。いづれにてもあるべけれど卷二十にアメツチノ神ヲ伊乃里豆とあるを例と
してイノラバカとよむべし(卷七二頁三三三 參照)○第四句は舊訓にユクサモクサモと
よめるに従ふべし(古義にはユクヘモクヘモとよめり)卷三(三八八頁)に往左來左君
コソ見ラメ眞野ノハリ原とあり。ユキシナモ來シナモとなり

神龜五年戊辰秋八月△歌一首并短歌

人となる 事はかたきを わくらばに なれる吾身は 死も生も
君がまにまと おもひつつ ありしあひだに (うつ蟬の) よの人な
れば おほきみの みことかしこみ (あまざかる) 夷をさめにと
(朝鳥の) 朝だたしつつ (むら鳥の) 群立ゆけば とまりゐて 吾は
こひむな 見ず久ならば

人跡成事者難乎和久良婆爾成吾身者死毛生毛君之隨意常念乍有之間
爾虚蟬乃代人有者大王之御命恐美天離夷治爾登朝鳥之朝立爲管群鳥
之群立行者留居而吾者將戀奈不見久有者

略解に

月の下作の字を脱せり。越の國の守に任て行人に別る、時よみて贈れる歌也といへり

人トナル事ハ難キヲは佛説に據れるなり。即四十二章經に佛言、人離惡道得爲人難とありと代匠記に云へり。○ワクラバニナレル吾身ハ、ワクラバニはタマタマニなり。卷五貧窮問答歌(九六七頁)にも

わくらばに、人とはあるを、人なみに、あれもなれるを云々

とあり。ナレルは人ト成レルといふべきを省きたるなり。古義に

ナレル吾身ハは上のいひかけならばナレル吾身ナレドモとあるべきを吾身者といへるは吾身ハイト惜ケレドモといふ意を言の外に含ませたるにてこれ程大切なる吾身なれども君の爲には死生を委する由にいへり

といへるは婉曲に過ぎたり。ナレルソノ吾身ハといふべきをナレル吾身ハといへるなり。卷二十なるヲシキアガミハキミガマニマニと同例なり。○シニモイキモ君ガマニマトは略解に

この君は別行友をさして生死をも君に任するといふ也。卷十六シニモイキモ同ジ心トムスビテシとよめり

といへる如し。○オモヒツツアリシ間ニウツセミノヨノ人ナレバオホキミノミコトカシコミ、ウツセミノ以下は此世ニ住メル人ナレバ天皇ノ大命ニ背カレズシテといへるにて卷五令反惑情歌(八五一頁)に

あめへゆかば、ながまにまに、つちならば、おほきみいます、かにかくに、ほしきまにまに、しかにはあらじか

といへると同趣なり。○アマザカルヒナヲサメニト、ヒナは反歌によれば越國なり。○朝鳥ノ朝ダタシツツムラ鳥ノ群ダチユケバ、アサダタスは朝立チ給フとなり。群立は舊訓にムラダチとよめるに従ふべし(古義にはムレタチとよめり)。従者ト共ニ群ガリ行ケバとなり。○トマリキテ吾ハコヒムナ、上(一八〇四頁)にも明日ヨリハ吾ハコヒムナとあり。○ミズヒサナラバは見ザル事久シカラバとなり

反歌

みこしぢの雪ふる山をこえむ日はとまれる吾をかけてしぬばせ

三越道之雪零山乎將越日者留有吾乎懸而小竹葉背

ミコシヂのミはミヨシ野、ミクマ野などのミにおなじ○契沖が

八月の歌に雪零山とよめるは彼國は雪國にて外より雪の早くふる故に路次の
艱難を思ひ遣て云へるなり

といへるは誤解なり。雪フレル山といふべきを雪フル山といへるなり○カケテは
心ニカケテなり。一首の意は途中デ難儀ニ逢ヒタマハバ都ニ殘リテ心配シテ居ル
我ヲ思ヒテ自愛シ給へといへるなり

天平元年己巳冬十二月△歌一首并短歌

(うつせみの) 世の人なれば 大王の みことかしこみ (しきしまの)
日本國の いそのかみ ふるの里に 紐とかず まろ寢をすれば
吾衣有 ころもはなれぬ みる毎に こひはまされど 色に山上復
有山者 ひとしりぬべみ 冬の夜之 明毛不得呼 かもねずに 吾
はぞこふる 妹が直香に

虚蟬乃世人有者大王之御命恐彌磯城島能日本國乃石上振里爾紐不解
丸寐乎爲者吾衣有服者柰禮奴每見戀者雖益色二山上復有山者一可知
美冬夜之明毛不得呼五十母不宿二吾齒曾戀流妹之直香仁

歌の上に作の字あるべし

シキシマノヤマトノ國ノイソノカミフルノ里ニ 石上郷布留里は奈良の東南方、
山邊郡にありて奈良を去ること遠からず○紐トカズマロ寐ヲスレバは上著ヲ脱
ガデ丸寐ヲスレバとなり。古義に「丸寐は獨宿のさまをいへるなり」といへるは非な
り。又

今の俗にもマルネといへることあり。いにしへにはゆるマロネの轉れるもの
か別か知がたし云々

といへるはマロネを獨宿の事と誤解せし爲にいらざる事をいへるなり。マロネは
即今いふマルネなるをや○吾衣有を舊訓にワガキタルとよめるを古義にアガケ
セルに改めたるは非なり。ケセルは著タルの敬語なれば自の上にいふべきにあら
ず○コロモハナレヌ 衣にナルといふは穢るゝなり○ミルゴトニ戀ハマサレド

ミルゴトニは古義にいへる如く其衣ノナレタルヲ見ルタビニとなり略解に「京ヲ見ルタビニといふ也」といへるは非なり○色ニ山上復有山者ヒトシリヌベミ山上復有山者を契沖が始めてイデバとよみしは一功績なりこは古絶句に
 藁砧今何在、山上復有山、何當大刀頭、破鏡飛上天
 とあるに據れるなり

因にいふ、藁砧は即砧にて夫の隠語、山上復有山は出の隠語、大刀頭は環にて還の隠語、破鏡飛上天は半月の隠語にて一首の意は夫ハ今出行キテイヅクニ在ルカ知ラネド半月ノ後ニハ還ルベシといへるなり

○冬夜之明毛不得呼を舊訓にフユノヨノアカシモエヌヲとよめり然るに宜長は冬夜之とあれば明はアカシとは訓がたしもしアカシならば冬夜乎といはでは調はず

といひて或人の呼の下に雞を補ひて明毛不得呼雞とよめるを採れり案するに冬夜乎明毛不得手などの誤としてフユノヨヲアカシモカネテとよむべし○イモネズニ吾ハゾコフル妹ガタダカニ タダカはやく卷四七七一頁に

わがききにかけてないひそかりごもの亂れておもふ君がただかぞとあり玉勝間卷八(全集卷四の一八四頁)に

多太加とは君また妹をただにさしあてていへる言にて君妹とのみいふも同じことに開ゆるなり
 といへり直所の義にや

反歌

ふる山ゆただにみわたすみやこにぞいもねずこふる遠からなくに
 振山從直見渡京二曾寐不宿戀流遠不有爾

タダニはデカニなりミヤコニゾはコフルにかゝれるなりミヤコニゾイモネズとつづけるにあらず

吾妹兒がゆひてし紐をとかめやもたえばたゆともただにあふまでに
 吾妹兒之結手師紐乎將解八方絶者絶十方直二相左右二

右件五首笠朝臣金村之歌中出

紐は上著の紐なり。こゝのマデニはマデハと譯すべし(卷七三四〇及卷八一五二參照)
○左註の歌の下に集の字を補ふべし

天平五年癸酉遣唐使船發難波入海之時親母贈子歌一首并短歌
秋はぎ乎 妻とふ鹿こそ 一子二子 もたりといへ 鹿兒じもの
わが獨子の (草枕) たびにしゆけば 竹珠を しじにぬきたれ い
はひべに 木綿とりしてて いはひつつ 吾思吾子 真好因有欲得
秋芽子乎妻問鹿許曾一子二子持有跡五十戸鹿兒自物吾獨子之草枕客
二師往者竹珠乎密貫垂齊戸爾木綿取四手而忌日管吾思吾子真好去有
欲得 奴者多本奴去古本

遣唐使隨員の母が子に贈れるなり

秋ハギ乎妻トフ鹿コソ 古義に

鹿はよくはぎ原にむつれて鳴ものなれば萩を妻としてつまどふよしに云るこ
と集中に多し

といへれど鹿が萩を妻としてつまどふ由にいへる事集中に無し。さる趣に見ゆる
は皆後人の誤解なり。たとへば卷八(一五七五頁)に

わが岳にさをしか來なくさきはぎの花づまとひにさをしか來なく

とあるサキハギノは花ヅマのハナにかゝれる枕辭にて萩を鹿の妻によそへたる
にあらず(一七八六頁參照)卷十四に

あしがりののはこねのねろのにこぐさのはなづまなれや紐とかすねむ

とあるを見ても前説の誤なる事を知るべし。又上(一一八五頁)に

みもろの神邊山にたちむかふみ垣の山に秋はぎの妻をまかむと云々

とあるは秋ハギノの下にサキノサカリニサヲシカノなどいふ二句をおとせるに
て萩を鹿の妻といへるにあらず。案するに秋芽子乎は秋芽子爾とありしを誤れる
ならむ。即秋ハギノサカリニなどいふべきをただ秋ハギニといへるがいさゝか心
得かぬるより筆者がさかしらに爾に乎に改めしなるべし。ツマトフのトはこゝに
ては清みて唱ふべし。妻ヲ問フのヲを省けるなり。ツマドフといふ一つの語となれ
るにあらず。卷十なる

奥山にすむとふしかのよひさらず妻とふはぎのちらまくをしも
のツマトフも然り。さて秋ハギニ妻トフは鹿の形容に過ぎず。之に反して卷十の歌
にては萩の形容に鹿ノ妻トフといへるなり

因にいふ。一つの語となれるツマドフの事はくはしく卷三(五二七頁)にいへり
○一子二子モタリトイヘ 一子二子を舊訓にヒトツゴフタツゴとよめるを古義
に今村樂が一子乎の誤寫としてヒトツゴヲとよめるを採り、更に

鳥獸にヒトツゴといひ人にヒトリゴといひて差別あること、思ふはあらず
といひてヒトリゴヲとよみ改めたり。古義の説に従ふべし。○鹿兒ジモノワガヒト
リ子ノ草枕タビニシユケバ ソノ鹿兒ノヤウナルとなり。○タカダマヲシジニヌ
キタレイハヒベニ木綿トリシデテは卷三坂上郎女祭神歌(四六四頁)に

奥山の、さかきの枝に、しらがつけ、ゆふとりつけて、いはひべを、いはひほりすゑ、た
か玉を、しじにぬきたれ云々

又同卷石田王卒之時歌(五一〇頁)に

わがやどに、みもろをたてて、とこのへに、いはひべをすゑ、たか玉を、まなくぬきた

れ、ゆふだすき、かひなにかけて云々

といへると相似たり。タカ玉ヲシジニヌキタレとは竹を短く切りて緒に貫けるを
頸にかけてたるなり。○イハヒツツワガ思フ吾子 吾子を舊訓にワガコとよめるを
略解にアゴに改めたり。いづれにても可なれど反歌にワガ子ハダクメとあるに合
せて寧ワガコとよむべし。○真好去有欲得を宣長始めてマサキクアリコソとよみ
て

好去の去の字は餞の歌なる故に添て書るのみにて語はマサキクアリコソと訓
む外なし。字に泥む事なかれ

といへり。案ずるに去の字はいにしへの通本には無かりしを古人の一本より補ひ
入れたるなり。そは此歌の下の註に去、古本とあるによりて知らる。さてマサキクア
リコソは無事デアレカシとなり。○此歌の下に註して奴者多本奴去古本といへる
を先輩皆誤解せり。たとへば雅澄は

さて舊本こゝに奴者多本、奴去古本と註せり。此二字多本には奴者、古本には奴去
と作れるよしなり云々

といへり案ずるに右の八字の初の奴は好の誤にて好者多本^ニ奴去^ハ古本と訓むべきにて

真好去有欲得の好は多本に奴とあれど今は好とあるを採る去は通本に無ければ古本より補ひ入れつといへるなり

反歌

たび人のやどりせむ野に霜ふらば吾子はぐくめ天の鶴むら

客人之宿將爲野爾霜降者吾子羽褰天乃鶴群

タビ人は一行をいへるなり略解に『則吾子をさしていふ』といへるは非なり羽グクメは羽ニテ包メヨとなりやがて漢語の覆翼に當れり鳥は其雛を羽にて包めばソレガ如ク我子ヲ包ミイタハレといへるなり鶴村は古義の如くタヅムラとよむべし(舊訓にはツルムラとよめり)ツルを歌語にてタヅといひしなりアメノといへるは空飛ぶものなればなりめでたき歌なり作者の名の傳はらぬはくちをし或は大坂上郎女の代作にあらざるか

思娘子作歌一首并短歌

白玉の 人の其名を 中々に 辭緒不延 あはぬ日の まねくすぐ
れば こふる日の かさなりゆけば おもひやる たどきをしらに
(きもむかふ) 心くだけで (たまだすき) かけぬ時なく 口やまざ
わがこふる兒を (玉くしろ) 手に取持而 (まそかがみ) ただ目に不
視者 したび山 したゆく水の うへにいでず わがもふこころ
安虚歟毛

白玉之人乃其名矣中々二辭緒不延不遇日之數多過者戀日之累行者思遣田時乎白土肝向心摧而珠手次不懸時無口不息吾戀兒矣玉爪手爾取持而眞十鏡直目爾不視者下檜山下逝水乃上丹不出吾念情安虚歟毛

白玉ノ人ノ其名ヲ シラ玉ノ人は卷五(九九一頁)に白玉之吾子といひ源語に玉ノヲノコ御子といへるとおなじくして白玉ノヤウナ人といへるなり○ナカナカニ辭緒不延 舊訓にコトノヲノベズとよめるを契沖はコトノヲハヘズと改めて

しのぶ故に名をも中々えいはぬを辭緒不延と云なり、、思ふ事を云はぬは緒をわがねておけるが如くなればたとへてコトノヲハヘズとは云へり

といひ、宣長は契沖の改訓に左祖して

卷十四にコトオロバヘテイマダネナフモとあればこゝもコトノヲハヘズとよむべし

といひ、千蔭は代匠記の初稿本を引きて

契沖云。コトノヲ不延は思ふ事をいはぬはたとへば物の緒を束ねておけるが如くそれをいひいづるは引延へてのぶるが如し。人ノ其名ヲ中々ニコトノヲ不延とは名をそれともえいひ顯はさぬ也。不延はハヘズとよむが緒といふにつきてまさるべし。といへり

とのみいひ雅澄は右の契沖の説を擧げて

今おもふに此説の如し。中々ニはナマナカと云意なれば辭緒延ずしてなまなかに戀る心のやすからぬ意にいひ下したり云々

といへり。右の説ども皆非なり。まづ白玉ノ人ノソノ名ヲ中々ニコトノ緒ハヘズを

を連続したる辭と見又コトノ緒ハヘズをコトノ緒ヲハヘズのヲを省けるものとせむにソノ名ヲとコトノ緒ヲとヲを重ねて可ならむや。案ずるにシラ玉ノ人ノソノ名ヲは遙に下なるタマダスキカケヌ時ナクにかゝれるなり。すなはちシラ玉ノヤウナ人ノ名ヲ口ニ懸ケテ言ハヌ時ナクといへるなり。次に不延は元曆校本及類聚古集に下延とあるに據りてシタバへとよむべし。不延にてはナカナカニと相かなはざればなり。シタバへは此卷の末なる見菟原處女墓歌に

しじくしろ黄泉に待たむと、こもりぬの下ばへおきて、うちなげき、妹がいぬれば云々

卷十四に

あしがらの御坂かしこみくもり夜のあがしたばへをこちでつるかもなつそひくうなびをさしてとぶ鳥のいたらむとぞよあがしたばへし

卷十八に

さゆり花ゆりもあはむとしたばふるこころしなくば今日もへめやも

卷二十に

すみの江のはま松が根のしたばへてわがみる小野の草なかりそね
などありて心に契る事なり。さて今はナマナカニ逢ハムト内々言ヲカヨハシナガ
ラ逢ハデ日數ノ經ヌレバといへるなり。反歌と對照するに下バフルも逢ハヌも共
に妹の所爲なり。即妹が逢はむと契りながら逢はぬなり。次に辭緒はコトヲとよみ
て緒をテニヲハの借字とすべし。緒の字をテニヲハに借れる例は集中に多し。たと
へば下なる過足柄坂見死人歌にも紐ヲモを紐緒毛と書けり。○アハヌ日ノマネク
スグレバコフル日ノカサナリユケバ マネクは多クなり。○オモヒヤルタドキラ
シラニキモムカフ心クダケテ オモヒヤルタドキラシラニははやく卷一(一三頁)
なる軍王見山作歌にオモヒヤルタツキラシラニとあり。又卷四(七七六頁)にオモヒ
ヤルスベノ不知者シラとあり。さてオモヒヤルタドキラシラニとは思ヲ遣リ失フベキ
スベヲ知ラズとなり。○タマダスキカケヌ時ナクロヤマズワゴフル子ヲ カケ
ヌ時ナクは口ニ懸ケテ言ハヌ時ナクにて冒頭のシラ玉ノ人ノソノ名ヲは此句に
かかれるなり。クチャマズはカケヌ時ナクと同意なり。卷十四にも
はるの野に草はむ駒のくちやまずあをしぬぶらむ家の兒ろはも

とあり。○玉クシロ手爾取持而の取を冠辭考タマクシロの條に詩の誤としてテニ
マキモチテとよみ古義は之に従へり。詩の誤字とせむはいかがなれどげに手ニマ
キモチテとあるべきなり。○マソカガミタダ目ニ不視者 タダ目ニ見ルはデカニ
見ルなり。不視者を舊訓にミズバとよめるを略解古義にミネバに改めたり。かなら
ずミズバとよむべし。尾句と照應せるなり。○シタビ山シタク水ノはウヘニイデ
ズの序なり。下檜山と書ける檜は樋の借字にて下樋山は攝津國風土記に見えたり。
シタク水は地下をとほる水なり。攝津の地名を序につかひたるは故ある事なら
む。○ウヘニイデズワゴモフココロはワガ外ニアラハサズシテ思フ心となり。○安
虚歟毛を舊訓にヤスキソラカモとよめるを古義に虚を不在の二字の誤としてヤ
スカラヌカモと改め訓めり。案ずるに虚を在などの誤としてヤスカラメカモとよ
むべし。タダ目ニ見ズバ安カラメカモと照應せるなり。ヤスカラメカモは安カラム
ヤハにおなじ。○釧は釧の俗體なり。

反歌

(垣ほなす)人のよごとシラ繁香裳カモあはぬ日まねく月の經ぬらむ

垣保成人之横辭繁香裳不遭日數多月乃經良武

ヨコゴトは中傷なり。第三句を舊訓にシゲキカモとよめるを古義にシゲミカモに改めたり。之に従ふべし。カキホナスはこゝにてはシゲミにかゝれる枕辭なり。

立易月かさなりて雖不逢さね忘れず面影にして
立易月重而雖不遇核不所忘面影思天

右三首田邊福麻呂之歌集出

古義に「タチカハルとは立は月の立を云」といへれどタチは添辭に過ぎず。さて三註共にタチカハルとよみたれどタチカハリとよむべし。月ガ易リ重ナリテとなり。○雖不遇を舊訓にアハザレドとよめるを古義に

アハネドモと訓べし。アハザレドと訓はわろしといへり。こゝは本來繼續格にてアハザレドといふべきを一時格を代用してアハネドモといひても可なるなり。アハザレドを非としアハネドモを是とすべき由なし。○サネはマコトニなり(卷七九頁一四一参照)。眞の字を名乗にサネとよむもサネとマ

コトと同意なればなり。オモカゲニシテは面影ニ見エテとなり

挽歌

宇治若郎子宮所歌一首

(妹等許いまきの嶺にしみたてるつままつの木は古人見けむ

妹等許今木乃嶺茂立孀待木者古人見祁牟

ミヤドコロは宮のある處なり。轉じて宮のありし跡の意にもつかひたり。卷一(五一頁)大宮ドコロ、卷三(五三五頁)オクツキドコロ、卷六(一〇三四頁及一一六五頁)大宮ドコロ、此卷(一七四九頁)家ドコロなど参照すべし。

初句を舊訓にイモラガリとよめるを古義に

七卷に妹所等、八卷に妹許登、十卷に妹許跡などある例によらばこゝももとは妹許等とありけむを例のおきたがへたるにやあらむ

といひてイモガリトとよめり。もとのまゝにてもあるべし。さてそのイモラガリは

イマキにかゝれる枕辭なり○ツママツノ木ハのツマは句中の枕辭なり○古人を舊訓にフルヒトとよめるを古義に「フル人とは今世にある人をいふ稱にてすぎに昔の人を云ことにあらず」又「俗に云古參のことなり」といひ古を吉の誤としてヨキヒトミケムとよみ改めたり案するに平安朝時代の物語などに見えたるフルビトはげにフリタル人といふことなれど言語の意義には變遷あれば奈良朝時代には昔の人をフルヒトといひけむも知るべからず或は漢語の古人を直譯してフルヒトといひもしけむ舒明天皇の御子古人皇子もふりたる人の意によれる御名にはあらでいにしへの人の意によれる御名ならむともかくも今は字のまゝに舊訓に従ひてフルヒトとよむべしさてフルヒトとは無論若郎子ワカノイッソをさせるなり略解に「古人は誰をさすか知られず」といへるは迂遠なり○菟道稚郎子は仁德天皇紀に既而興宮室於菟道而居とありて宇治にましまし御名も地名に因れるなれば今木嶺は宇治にあるならむとは誰も思ふ事なるべし現に宇治の離宮山を以て今木嶺とせる説もあれど古書に見えたる今木は皆大和の地名なりされば契沖は

今木の嶺は大和國高市郡なり齊明紀云皇孫建王薨今城谷上起殯而収、、輒

作歌曰イマキナルヲムレガウヘニ、、乃口號曰イマキノウチハワスラユ麻

自理欽明紀云倭國今來郡言云々此外雄略紀皇極紀孝德紀等に見えたり

又

應神天皇輕島トヨトサ、豐明宮にして御世を知らせ給ひける時此宇治若郎子のましましける宮今木の邊に在けるが荒て後其宮所とて跡の殘れるを見てよめるなるべし

といひ宣長記傳卷三十三全集二〇は

今木嶺疑はしもしくは宇治宮の外に今木にも宮ありしにや今木と云處は欽明紀に倭國今來郡と見え皇極紀齊明紀孝德紀などに見えたるも倭なり萬葉十に今城岳とあるも倭と聞えたり又續紀卅七に田村後宮今木大神とある田村は奈良にあり然るに山城志に今木嶺在宇治彼方町ツカガ東南今曰離宮山と云るは此萬葉の歌に依てのおしあてことなるべし姓氏錄に山城國に今木連又今木など云姓はあれども宇治のあたりに此地名古書に見えたることなし

といへり案するに山城風土記に謂宇治者、、本名曰許之國矣とあり許は杵の

誤なるべし。杵の名は今も郡名に残れり。和名抄山城國郡名に紀伊岐とある是なり。宇治は後の世には久世郡に屬すれどもいにしへは紀伊郡に屬せしなるべし。否宇治を中心とせる一區域をキノ國と稱し而して宇治山をキノ嶺と稱せしなるべし。さらば今の歌は妹等ガリイマまでをキノミネにかゝれる枕辭とすべし。

紀伊國作歌四首

(もみぢばの)すぎにし子らとたづさはり遊びし磯麻みればかなしも

黄葉之過去子等携遊磯麻見者悲裳

スギニシ子ラはウセシ妻なり。タヅサハリは相伴ナヒテなり。○磯麻を舊訓にイソマとよめるを古義にイソヲに改めて

麻をヲの假字に用ひたること集中にいと多し。略解にイソマと訓て磯回と云義と心得たるはいみじき誤なり。凡ていにしへはイソミ、ウラミなど云てイソマ、ウラマなど云ることかつてなし。そのうへこゝは必イソヲといはではかなはぬところなるをや

といへり。古義の如くイソヲとよむべし。麻をテニヲハのヲに借りたる例は卷十に

シマシマ君麻オモフコノゴロ、卷十三にシキ浪ノタチソフ道麻などあり。但こゝは必イソヲといはではかなはずといへるは妄なり

氈氣たつ荒磯にはあれど(ゆく水の)すぎにし妹がかたみとぞこし

氈氣立荒磯丹者雖在往水之過去妹之方見等曾來

シホゲは塩ケブリなり。卷二二一六頁にもシホゲノミカヲレル國ニとあり。さて初句は塩烟ガタチテ殺風景ナルと辭を補ひて釋くべし。○卷一七七頁なる人麿のまくさかる荒野にはあれどもみぢばのすぎにし君がかたみとぞこし

と相似たり

いにしへに妹とわが見し(ぬばたまの)くる牛がたをみればさぶしも

古家丹妹等吾見黒玉之久漏牛方乎見佐府下

結句、見佐府下と書けるを舊訓にミレバサブシモとよめり。見の下に者の字のありしをおとせるか。さてミレバは見ルニの意、サブシはオモシロカラズの意なり

玉津島いその裏末のまな△にもにほひてゆかな妹觸險

玉津島磯之裏末之眞名仁文爾保比去名妹觸險

右五首柿本朝臣人麻呂之歌集出

裏末は舊訓にウラマとよめるを古義に末を未の誤としてウラミとよみ改めたり。マナゴは砂なり。ニホヒテはソマリテにてやがて衣ヲ染メテなり(卷六一一〇四二頁及参照)○結句を舊訓にイモモフレケムとよめるを略解古義にはイモガフリケムとよめり宜しくイモノフリケムとよむべし。此砂ニハ妹ガ觸レタラウニといふ意なり

左註の五首を古義には四首に改めたり。宇治若郎子宮所歌をもこめて五首といへるをや

過足柄坂見死人作歌一首

小垣内の麻をひきほし 妹なねが つくりきせけむ しろたへの
紐をも解かず 一重ゆふ 帯を三重ゆひ 苦しきに 仕へまつりて
今だにも 國にまかりて 父妣も 妻をもみむと 思ひつつ ゆき

けむ君は (鳥がなく) あづまの國の かしこきや 神のみ坂に 和
靈の ころもさむらに (ぬばたまの) 髪は亂れて くに問へど 國
をものらず 家とへど 家をもいはず ますらをの ゆきのすすみ
に ここにこやせる

小垣内之麻矣引干妹名根之作服異六白細乃紐緒毛不解一重結帶矣三
重結苦侍伎爾仕奉而今谷裳國爾退而父妣毛妻矣毛將見跡思乍往祁牟
君者鳥鳴東國能恐耶神之三坂爾和靈乃服寒等丹烏玉乃髮者亂而郡問
跡國矣毛不告家問跡家矣毛不云益荒夫乃去能進爾此間偃有

東人が京に上りて朝廷に仕へしが病に罹りて國に歸らむとして途中にて死にし
ものと認めて作れるなり○足柄坂は駿河國竹下より相模國矢倉澤に越ゆる峠に
て今足柄峠といふ

ヲカキツノ麻ヲヒキホシ ヲカキツのヲは添辭カキツはヤシキ内なりヒキホシ
は麻ヲ引拔キ日ニ干シテとなり。絲ヲ取リソレヲ織リテといふことは略せるなり。

略解に「引ホシは敷ならべてほす故にいへり」といへるは怪しむべし。よもヒキとシキとを混同せるにはあらず。卷四(六四九頁)にも庭ニタツ麻ヲカリホシ云々とあり。○妹ナネガツクリキセケム ナネは人を親しみていふ辭なり(卷四^{五七八}頁參照。夫を東語にセナといふ、そのナと同類ならむ。而して妹をイモナネといふはおそろくは亦東語ならむ。○シロタヘノ紐ヲモトカズ シロタヘノはこゝにては枕辭にあらずるは勿論布帛を指せるにもあらで衣服をさせるなり。即シロタヘゴロモといふべきをただシロタヘといへるなり。古義に紐の枕辭とせるは非なり。さてシロタヘノ紐ヲモ解カズとは丸寐する事なり。上(一八一八頁)にも紐トカズ、丸寐ヲスレバ、ワガキタル、コロモハナレヌとあり。打解けて寝る夜なきをいへるなり。○一重ユフ帶ヲ三重ユヒは瘦衰へたる形容なり。はやく卷四(七九六頁)にも

一重のみ妹がむすばむ帶をすら三重むすぶべくわが身はなりぬ

とあり。○クルシキニ仕ヘマツリテ かくのみいひてさる間に病にさへ罹りし事をきかせたるなり。○今ダニモ國ニマカリテ 今ダニモは集中に用ひたるにセメテ今ナリトモの意なるとセメテ今カラナリトモの意なると二つある如し。こゝな

るは今カラナリトモの意とおぼゆ。國ニマカリテを古義に「公事竟て本國に罷り還りて」と云なり」と釋せるは非なり。病によりて官を罷めて國に歸らむとせるなり。○父ハハモ妻ヲモ見ムトオモヒツツユキケム君ハ鳥ガナクアヅマノ國ノカシコキヤ神ノミ坂ニ 神ノミサカは嶮岨なる峠をいひしにて足柄坂に限りていひしにあらず。神ノはやがてカシコキといふ意とおぼゆ。略解に「神は則山をいふ」といへるは非なり。○和靈ノコロモサムラニ 和靈乃を眞淵は和細布乃の誤としてニギタヘノとよめり。しばらく此説に従ふべし。ニギタヘは精布なり。サムラニはサムシといふ形容詞の語幹にラニを添へたるにてワビシラニ、サカシラニなどと同例なり。サムサウニと譯すべし。○ヌバタマノ髪ハ亂レテクニ問ヘド國ヲモノラズ家トヘド家ヲモイハズマストラヲノユキノ進ニココニコヤセル マストラヲノは壯ナル男ガとなり。マストラヲノユキノススミニとつづけるにあらず。ユキノススミニは行進ミテとなり。卷四(六八〇頁)なるコギノススミニと同格なり。所詮道中デとなり。コヤセルは臥シタルヨとなり。實ははやく死にたるを病み臥せるやうに云へるなり。

過葦屋處女墓時作歌一首并短歌

いにしへの ますら^フ子^コの あひ競^{アヒキ} 妻どひしけむ あしの屋の
 菟名^{ウナ}日^ヒをとめの おくつきを わがたち見れば 永き世の かたり
 にしつ^ツつ 後人^{イナヒト} しぬびに世^セ武^ム等^ト (たまほこの) 道のへちかく 磐
 がまへ 作れる冢^{ツツ}を あま雲の 退部^{ノド}乃^ノ限^リ この道を ゆく人毎に
 ゆきよりて いたちなげかひ 惑人^{ウツル}は ねにもなきつつ かたりつ
 ぎ しぬびつぎ來^クをとめらが おくつき所 吾さへに みればか
 なしも 古思者^{イニレホモヲネ}

古之益荒丁子各競妻問爲祁牟葦屋乃菟名日處女乃奥城矣吾立見者永
 世乃語爾爲乍後人偲爾世武等玉梓乃道邊近磐構作冢矣天雲乃退部乃
 限此道矣去人每行因射立嘆日惑人者啼爾毛哭乍語爾偲繼來處女等賀
 奥城所吾并見者悲裳古思者

津國なる葦屋の菟名日處女を宇奈比壯士と智奴壯士一名小竹田丁子と相競ひて
 妻問せしに處女はいづれにも靡きかねて水に入りてうせしかば二人の壯士も跡

をおひて海に投せしを親族どもの憐みて三つの墓を造りて處女冢壯士冢と名づ
 けきといふ傳説によりて作れるなり。下にも見菟原處女墓歌あり。卷十九にも家持
 の追和歌あり。合せ見べし。大和物語にも此事を書けり。但その内容、本書の歌のとは
 異なり。○攝津國菟原郡今は武庫郡の内住吉川の西より生田川の東に亘りて三箇
 の瓢形古墳あり。東なるは吳田に、中央なるは東明に、西なるは味泥にあり。共に舊西
 國海道に近く其下手に在りて中央なるは南面し東西なるは中央なるに向ひ各十
 五六丁を隔てたり。東なるは明治年間に破壊せられき。古來東なるを智奴壯士、中央
 なるを宇奈比處女、西なるを宇奈比壯士の墓とし又次なる見菟原處女墓歌によれ
 ば中央なるを處女冢、東西なるを壯士冢といふべきを誤りて共に處女冢と稱し更
 に訛りて求冢と稱せり(求冢の名ははやく太平記に見えたり)案ずるに三墳は上代
 に此地方を領せし人などの墓なるべきを其主たちの明ならずなりし後傳説中の
 士女の墓といひなし、か又は三墳の同形同距にして然も東西兩墓の中墓に向へ
 るによりて彼傳説を作りしなり。○アシノヤはいにしへアシヤともいひき。今は專
 アシヤといふ。昔の菟原郡内の郷名なり

イニシヘノマスヲトコノアヒ競ツマドヒシケム 競は舊訓に従ひてキホヒとよむべし。略解にはキノヒに改めたり。このツマドヒは即申入にてヨバヒといはむにひとし。妻とならむことを求むるなり(卷三^{七五}頁^二参照)○アシノ屋ノ菟名日ヲトメノウナヒは郡名、アシノヤは郷名なればウナヒノアシノヤ處女といふべきをこゝにも下なる歌にもアシノヤノウナヒ處女といへるは調の爲にしか云へるか又は葦屋の内に更に菟名日といふ處ありてそれが郡名の基となりしか。さてウナヒは海邊の義なるべし。いにしへ邊をヒともいひしことは近くは此卷(一七八六頁)にいへり。さればカムナビの如くウナビとよむべきに似たれど菟會なども書きたればなほヒを清みてウナヒとよむべし。但イブカシを言借と書きナベを苗と書ける類の例に依らばウナビを菟會と書くまじきにもあらず○オクツキヲワガタチミレバタタズミテ見レバとなり○ナガキ世ノカタリニシツツ後人シヌビニ世武等 カタリニシツツは語草トシツツとなり。後人を舊訓にノチノヒトとよめるを略解古義にノチヒトノとよめり。後世の人といふことをノチヒトといへる例を知らず。さればなほノチノヒトとよむべく其次なる偲爾世武等は武を誤字として

シヌビニセヨトとよむべし。卷十九なる家持の追和歌に

のちの代のききつぐ人もいやとほに、思努比爾勢餘等

とあるは以て傍證とすべし(もし偲爾世武等をもとのまゝにおかば後人を後世の誤としてノチノヨノとよまざるべからず)○玉梓ノ道ノヘチカク磐ガマヘツクレル冢ヲイハガマヘはイハガマヘシテのシテを略せるなり。さればカは濁るべし。磐を構ふるにあらず。磐にて構ふるなり。冢を古義にハカとよみ改めたれどもとのまゝにツカとよみて可なり○アマグモノ退部乃限 契沖はソキヘノキハミ、千蔭はソキヘノカギリ、雅澄はソクヘノカギリとよめり。ソキヘにてもソクヘにてもよく、キハミにてもカギリにてもよし(卷三^{八五}頁^〇卷四^{七六}頁^七参照)。ドコマデモといふ意なり○此道ヲユク人毎ニユキヨリテイタチナゲカヒ イは添辭なればタタズミ嘆キといへるなり○惑人ハネニモナキツツ 惑人を舊訓にワビビトとよめり。略解には

翁(○眞淵)の説に惑一本或に作る。ともに誤にて惑の字ならん。卷十惑者ノアナコ
コロナトオモフラン、是も惑の誤にていづれもワビビトと訓べし。といはれき。宜

長云。惑人は惑は借字にて里人也。卷十八に惑ふをサドハセルといへり。ワビ人と
いふべき處にあらず。十の卷なるも同じ。といへり。猶考べし

といひ古義は宣長の説に左祖せり。案ずるに兩説ともにうべなひがたし。惑を或の
誤としてアルヒトハとよむべし。元曆校本類聚古集共に或人に作れり。此家ヲ見テ
嘆カヌモノナク中ニハ泣クモノサヘアリといへるなり。ネニモのモといふ辭を味
ふべし。○カタリツギ偲繼來 舊訓にシノビツギクルとよめるを略解古義にツギ
コシに改めたり。なほシヌビツギクルとよむべし。卷十三に

神代より、いひつぎ來たる、かむなびの、みもろの山は云々

とあるが如くシヌビツギ來タルといふべきなれど言餘るが故にツギクルといへ
るなり。次なる詠勝鹿眞間娘子歌なる

今までに、たえず言來、かつしかの眞間の手兒奈が云々

の來は略解古義共にクルとよめり。それとこれと同格にあらずや。さてカタリツギ
シヌビツギクルは上なるナガキ世ノカタリニシツツ後ノ人シヌビニセヨトと照
應せるなり。○ヲトメラガオクツキドコロ ラはいにしへは二人以上ならでも添

へいひしなり。○ワレサヘニミレバカナシモ古思者 三註共にイニシヘオモヘバ
とよみたれどミレバといひて更にオモヘバとはいふべからず。者を誤字としてイ
ニシヘオモフニとよむべし。文字辨證下卷四二頁参照

反歌

いにしへの小竹田丁子のつまどひし菟會をとめのおくつきぞこれ

古乃小竹田丁子乃妻問石菟會處女乃奥城叙此

小竹田は古義に従ひてシヌダとよむべし。シヌダヲトコは即血沼壯士なり。シヌダ
は和泉國信太なり。血沼は廣きに亘れる稱にて小竹田は血沼の内なりしなり

かたりつぐからにもここだこひしきをただ目に見けむいにしへ丁子

語繼可良仁文幾許戀布矣直目爾見兼古丁子

カラニはママニなり。葦屋ヲトメハ傳説ヲ聞キテダニコヒシクオボユルヲ直ニ見
知リシ二人ノ壯士ハイカバカリコヒシクオボエケムとなり

哀弟死去作歌一首并短歌

父母が なしのまにまに △ (はしむかふ) 弟の命は (あさ露の)
 けやすきいのち 神のむた あらそひかねて 葦原の みづ穂の國
 に 家なみや 又かへりこぬ 遠つ國 よみの界に (はふつたの)
 各各向向 (あま雲の) わかれしゆけば (闇夜なす) おもひまどはひ
 (いゆししの) ころをいたみ (あし垣の) おもひみだれて (春鳥の)
 ねのみなきつつ (味澤相) △ よるひるいはず (かぎろひの) 心も
 えつつ 悲悽別焉

父母賀成乃任爾箸向弟乃命者朝露乃銷易杵壽神之共荒競不勝而葦原
 乃水穂之國爾家無哉又還不來遠津國黃泉乃界丹蔓都多乃各各向向天
 雲乃別石往者闇夜成思迷匍匐所射十六乃意矣痛葦垣之思亂而春鳥能
 啼耳鳴乍味澤相宵晝不云蜻蜓火之心所燎管悲悽別焉

父母ガナシノマニマニ ナシは生にてナシノマニマニは生ミシママニなり。ナシ
 ノマニマニの下に脱句あるべし。ナシノマニマニとのみにては下へつづかざれば

なり。その脱句は年マネク相ムツバヒシといふばかりの意ならむ。○ハシムカフ弟
 ノミコトハ 弟ノ命は敬していへるなり。集中に父ノミコト、母ノミコト、妻ノミコ
 ト、妹ノミコトなどいへり。○アサツユノケヤスキイノチ神ノムタアラソヒカネテ
 イノチの下にはナレバなどを略せるなり。神ノムタは神ノマニマニなり。共と書
 きたれどトモニと譯してはこゝなどは通じがたし。卷十なる

をのうへにふりおける雪の風之共ここにちるらし春にはあれども

などのムタも然り。風は散るものにあらねばなり。さて此二句は卷二二〇一頁なる
 ウツセミシ神ニアヘネバと同意なり。○葦原ノ水穂ノ國ニ家ナミヤ又カヘリコヌ
 家ナミヤは家ナケレバニヤとなり。○トホツ國黃泉ノ界ニハフツタノ各各向向
 アマ雲ノワカレシユケバ 各々向々を舊訓にオノガムキムキとよめるを契沖は
 オノオノムキムキとよむべきにやといひ雅澄はオノモオノモに改めたり。案ずる
 に一人に對してあまたの人の別れて黃泉にゆく場合ならばこそオノモオノモとい
 いふべけれ。今は一人は此國に留り一人は黃泉に行く趣なればオノモオノモとい
 ひてはかなはず。さればなほオノガムキムキとよむべし。そもそもオノガムキムキ

はオノガ向オノガ向といふべきを略せるにて(さればこそ各々向々と書けるなれ。各々向々は後世の書法に従へば各向各向なり)たとへば一人は北へ、一人は南へ行く時にいふべきなれば今の如く一人は留り一人は離るゝ場合には適當せざれど、さばかりの事は看過してもあるべし。否ワカレの形容語として用ひたりとも見るべし。○ヤミ夜ナスオモヒマドハヒイユシシノココロヲイタミ マドハヒはマドヒを延べたるなり。イユシシノはイタミにかゝれる枕辭なり。イユシシは射ラルル猪鹿にて手負ジシといふ事、イユはイラルの古語にて終止格なればシシにかくべからざるに似たれどしばしば云ひし如く連體格の代につかへるなり。○葦垣ノオモヒ亂レテハル鳥ノネノミナキツツ味澤相ヨルヒルイハズ 味澤相をアヂサハフとよみ來れるを雅澄はウマサハフに改めて

卷二に味澤相目辭モタエヌ、卷六に味澤相イモガメカレテ、卷十一に味澤相メツラシ君ガ、卷十二に味澤相目ニハアケドモ 味澤相はアヂサハフと訓來れどもその意解得がたし。冠辭考に味鼻の多に經渡る意にて目とつづくは群の意なりと云るはいかが。さらばただに村鳥之とか味群之とかあるべし。多經と云ては群

とは續きがたきをや。今按これをばウマサハフと訓べきにや。さらばウマシ粟田の義なるべし。、、さて目とかゝるは群生といふ意なるべし。ムラの切マ、ハエの切へにてそのマへを縮むればメとなれり。粟はあるが中にも群りておひたつものなればかくつづくるならむか

といへり(枕辭解)ムラハへを約めてメといへるなりと云へるは採るに足らねど(羣の約と見て可ならずや。草木に羣といはずばこそあらめ。草村、樹村といふそのムラはやがてムレならずや)味澤相をウマシ粟生の意としてウマサハフとよめるは傾聽すべき一説なり。雅澄は又

味澤相は集中に何處にても目と云にのみつづきたればヨルヒルとはつづきがたし。故熟考るにこゝも此間に二句ばかり脱たるにてこゝろみにいはば味澤相、目辭毛絶而野干玉乃宵晝不云などぞありけむ。二卷に味澤相目辭毛絶奴とあり。見ルコトモ聞言モ絶テといふなり

といへり。さもあるべし。○カギロヒノココロモエツツ悲悽別焉 終句を舊訓にナゲクワカレヲとよめり。古義に別焉を我爲の誤としてナゲキゾアガスルとよみて

別るゝことは上にいひ終たれば今更ワカレヲとはいふべくも非ず。詞もいと穩當ならずかゝるを今まで注者この沙汰せし人の獨だになきはいかにぞやといへり。案するに別を我の誤としてカナシブワレゾまたはワレヲとよむべし。カナシブは卷二十陳防人悲別之情歌に

ちちのみのちちのみことは、けふだにもことどひせむとをしみつつ可奈之備いませ

とあり。焉をゾともヲともよむべきことは卷七(一三五六頁)にいへり。悲悽はナゲクとよむよりはカナシブとよむ方穩なるべし

反歌

わかれてもまたもあふべくおもほえば心みだれて一云こころ吾ワガこひめやも

別而裳復毛可遭所念者心亂吾戀目八方

一云意盡而

吾を三註ともにワレ(又はアレ)とよみたれどワガとよむべし。○ワカレテモのモは無意の助辭なり。雖の意のモにあらず。もし雖の意ならばワカルトモとあるべきなればなり

(あしひきの)荒山中におくりおきてかへらふ見者ミヤこころぐるしも

蘆檜木笑荒山中爾送置而還良布見者情苦裳

右七首田邊福麻呂之歌集出

もとのまゝならば略解の如く「葬送の人の家に歸るを見る也」と釋すべけれど見者は思者の誤にあらざるか。もし然らばカヘラフはおのが上をいへるなり

詠勝鹿眞間娘子歌一首并短歌

(とりがなく) 吾妻の國に いにしへに ありける事と 今までに
たえずいひくる かつしかの 眞間の手兒奈が 麻衣に 青衿アヲキ著
ひたさをを 裳にはおりきて 髪だにも かきは梳カシらず 履をだに
はかずアツカ雖行 錦綾の なかにツグ裏有 いはひ兒も 妹にしかめや(望)

月の満有おもわに 花のごと ゑみてたてれば 夏蟲の 火に入る
 るがごと みなといりに 船のごとく 歸香具禮 人のいふ時
 幾時毛 不生ものを 何すとか △ 身をたなしりて 浪の音の
 さわぐ湊の おくつきに 妹がこやせる 遠き代に ありける事を
 昨日しも 見けむがごと おもほゆるかも

鶏鳴吾妻乃國爾古昔爾有家留事登至今不絶言來勝牡鹿乃眞間乃手兒
 柰我麻衣爾青衿著直佐麻乎裳者織服而髮谷母搔者不梳履乎谷不看雖
 行錦綾之中丹裏有齊兒毛妹爾將及哉望月之滿有面輪二如花咲而立有
 者夏蟲乃入火之如水門入爾船已具如久歸香具禮人乃言時幾時毛不生
 物乎何爲跡歟身乎田名知而浪音乃驟湊之奥津城爾妹之臥勢流遠代爾
 有家類事乎昨日霜將見我其登毛所念可聞

卷三五二五頁なる過勝鹿眞間娘子墓時山部宿禰赤人作歌と合せ見べし

トリガナク吾妻ノ國ニイニシヘニアリケル事ト今マデニタエズイヒクル勝牡鹿

ノ眞間ノ手兒奈ガ タエズイヒクルは直にカツシカノ眞間ノ手兒奈につづける
 なり上(一八四二頁)なる過葦屋處女墓時作歌にカタリツギシヌビツギクルヲトメ
 ラガといへると同格なり○アサギヌニ青衿著を契沖は和名抄に衿音領コロモノ
 クビとあればとてアヲクビツケテとよみ千蔭はおなじく和名抄に衿音襟ヒキオ
 ビ小帶也とあるを證としてアヲオビツケとよみ雅澄はアヲエリツケとよめり案
 ずるに和名抄には衿の字をコロモノクビとよみ又ヒキオビと訓めるにあらずヒ
 キオビには衿を充てコロモノクビには衿を充てたるなり衿は元來領の俗字なり
 而して契沖の引ける本に衿音領とあるは衿を衿と誤れるなり然らば衿を今もエ
 リとよむは誤なりや即衿はヒキオビに當る字にてエリに當る字にあらざるかと
 いふに毛詩子衿章に

青々^{タル}子衿^ガ悠々^{タル}我心^{タトヒ}縱^{トモ}我不^{トモ}往^{イカン}子寧^{シラシ}不^レ嗣^シ音

とありて註に衿音金領也とあればはやくより衿をエリにも充てたるなり訓義辨
 證(下卷二十頁)に

襟の字を説文には衿に作^レりこれを後に襟又は衿ともかけるなり比岐於比とよ

める衿字と其形同じくて製字の原同じからず

といへり。さて此歌の青衿は小帶即紐とすべきか領とすべきかといふに青衿と書けるは毛詩に據れりと見ゆるに其毛詩なるは領の事なればこゝも領の事とすべし。次にクビとよむべきかエリとよむべきかといふにエリは古語にあらざれば無論エリとはよむべからず。所詮此一句はアラクビツケと六言によむべし。○直佐麻ヲ裳ニハオリキテ ヒタサヲについて契沖は

サはそへ云詞、ヒタスヲノ麻なり

といひ雅澄も

ヒタはヒタ土などいふ如くヒタスヲの義なり。サはそへたる辭にてひたすらの麻をそのまゝ裳に織て著るを云り。衣裳の龜くてよからぬよしをいへり

といひて麻絲のみの織物といふ意としたるやうなれど輕々しくうべなはれず。なほ考ふべし。○髪ダニモカキハケヅラズ履ヲダニハカズ雖行 雖行は古義に従ひてアリケドとよむべし。舊訓はユケドモ。○ニシキアヤノナカニ裏有イハヒ兒モ妹ニシカメヤ 裏有を舊訓にツツメルとよめるを古義にククメルに改めたり。新撰

字鏡に裏豆々牟とあればツツメルとよみても可なり。イハヒ兒は大切ニスル女子といふ事にて今箱入娘といふにおなじ。古義に「良家の女を云」といへるは當らず。齊は齋の通用なり。○望月ノ満有オモワニ花ノゴトエミテタレバ 満有は略解古義に従ひてタレルとよむべし。舊訓はミテル。卷二視石中死人作歌三一五頁に

あめつち、日月とともに、満將行、神のみおもと云々

とあるもタリユカムとよめり。オモワは顔面の輪廓なり。契沖が

輪は車輪などの如く圓滿して缺たる處なき意なり

といへるは非なり。さてオモワニは面輪ニテなり。この處、上なる詠末、珠名娘子歌にそのかほの、きらきらしきに、花のごと、ゑみてたてれば

とあるに似たり。○夏蟲ノ火ニ入ルガゴトミナト入ニ舟コグゴトクは身を忘れ相競ふ形容なり。○歸香具禮人ノイフ時 舊訓にはユキカクレとよみ、略解にはヨリカグレとよみて「いどみよる古語と聞ゆ」又「今懸想といふに同じ語也」といひ、宣長記傳卷四十三全集二四はかのカガヒの語原を説きて

カグレアヒのつづまりたるなるべし。萬葉九勝鹿、眞間、娘子を詠る長歌に歸香具

禮人ノイフ時云々是なり

又

カグレと云言此外には見えざれども妻をよばふ事を然云る古言のありしなるべし

といひ、雅澄は

本居氏ヨリカグレとよみてカグレは婚をする古言なりと云れど覺束なし。又歸は歸依とつらぬる字なればヨリとよまむはさることながら此集中にはユクと訓べき處にのみ用ひてヨリとよむべき所につかへることなし。心を付て考べし。今按に具禮は賀比の誤にてユキカガヒなるべし。カガヒはクナガヒの約れる言にてそのもと婚合を云よりはじまれる古言なり

といへり。いづれもうべなひがたし。なほ考ふべし。○幾時毛不生モノヲ 幾時毛を舊訓にイクトキモとよめるを略解に

イクトキモといへる語例なし。時は許の誤なる事しるしといひてイクバクモとよみ改め、古義にも

イクバクモなり。時は許の誤ならむか。又もとのまゝなりとも

といへり。卷十二に

幾不生有命乎こひつつぞ吾はいきづく人にしらえす

とある初二を諸註共にイクバクモイケラジイノチヲとよめり。されば今もイクバクモとよむべく不生物乎もイケラジモノヲとよむべし。舊訓と略解とはイケラヌモノヲとよめり。澤山生キテモキマイモノヲとなり。○何ストカ身ヲタナシリテ略解には「何ストカにて句なり」と云へれどこゝにて切れたりとすれば辭足らず。又下に續きたりとせば妹ガコヤセルと照應せりと見ざるべからざれど、さては意義を成さず。さればナニストカの下に脱句ありと認めざるべからず。古義に「歎は知而の下にめぐらして心得べし」といへるが非なる事は辨ずるを要せじ。試に其脱句を補はば人ニアハムトカナシクモなどならむか。次の長歌に

しづたまき、いやしきわが故、ますらをの、あらしふみれば、いけりとも、あふべくあれや

とあるに據りて人ニアハムトの七言を補へるなり。その下の五言はなほ思ふべし。

身ヲタナシリテは卷一なる藤原宮之役民作歌(八一頁)に

そをとるとさわぐ御民も家わすれ身もたなしらす、かもじもの水にうきゐて云々

又上なる詠末、珠名娘子歌の反歌(一七三八頁)に

かなどにし人の來たてば夜中にも身はたなしらすいでてぞあひける

とあり。身ハタナシラズは夢中ニナツテといふこと、おぼゆれば身ヲタナシリテは分別シテといふこと、おぼゆ〇浪ノ音ノサツグ湊ノオクツキニ枕ガコヤセルカク妹ガ臥シタルとなり。死にて横たはれるをただコヤセルといへるなり。此句にて切りて心得べし。〇看は著の誤なり

反歌

かつしかの眞間の井みればたちならし水くましけむ手兒奈しおもほゆ

勝牡鹿之眞間之井見者立平之水挹家牟手兒名之所念

タチナラシは其井ノ邊ヲ蹈ミテとなり。〇清宮秀堅の下總舊事考に

眞間、井葛飾郡にあり。今其所在を知らず。或は云ふ。小井、弘法寺下鈴木庵の傍にあり。是なりと。蓋亦好事の假托に出でたるなり。〇原漢文

といひ如蘭社話後篇卷十五附録村岡良弼氏著千葉日記に

眞間山弘法寺は、石坂を降り果れば銅の屋を葺てさべき祠たてり。これなむ氏胡奈、明神とて山部、赤人の歌よまれし墓所なりける。文龜元年に寺主日興上人かく社を建てこの寺の守護神と定め給ひきとなむ。水クマシケムと詠れし眞間、井は龜井坊の傍に在り。ヤマズ通ハム。〇卷十四と詠れし繼橋は二つわたせる橋の小さき方のなりけり。山下をうち回れる沼なん例の入江にて勝鹿ノ眞間ノ浦回ヲコグ舟ノ舟人サツグ。〇卷十四と詠れたればいにしへは甚廣かりしことの知らるゝや

六所神社は眞間寺の北に六段田といふ所に木立深くたゝせたまふ。祠官桑原ぬしが須和田の家を訪ふ。この家は例の入江を門近う見やりて風致よき所なり。此江は眞間よりこの里まで引はへたり。さて眞間の井と云は

やがて此入江なりけり。いにしへに井といひしは水をせきたる池沼などの事に
て今の堀井戸ちふものにはあらざりき。さるからに伏見ノ田井ニ雁ヲタルラシ
又師付ノ田井ニカリガネモ寒ク來ナキヌなどよまれてからもじの堰塘の義な
れば氏胡奈のくましけんはかの龜井にはあらでこの入江なりし事の知らるゝ
や

といへり。眞間、井が堀井ならざる事、又弘法寺崖下の堀井がいにしへの眞間、井にあ
らざる事は二書にいへる如し。但千葉日記に「やがて此入江なりけり」といへるは
いかがおそらくはいにしへ良水のおのづから湧出づる處ありて里人の汲みて用
ひしを眞間、井といひしならむ。又同書にフシミノ田井、シヅクノ田井を水を汲む井
とし又堰塘の義とせるはいみじき誤なり。田井は田處なるをや(一七〇五頁及一七
七六頁参照)

因にいふ。實地を踏査するに國府、臺の東北に葦菜池といふ細長き池あり。是いに
しへの眞間、入江のなごりなるべし。而して其南方なる弘法寺の岡の前を流るゝ
眞間川ぞ入江の入口なりしならむ。又葦菜池の南端より起りて弘法寺の岡の東

方に亘れる低地ありて今田となれり。繼橋のありしはそのわたりなるべし。今弘
法寺の前に繼橋とてあるはいにしへの跡にはあらじ

見菟原處女墓歌一首并短歌

葦屋の 菟名負をとめの 八年兒の 片生の時ゆ をばなり爾 髪
たくまでに ならびをる 家にも見えず (うつゆふの) こもりて座
在者 見てしがと いぶせむ時の 垣ほなす 人のとふ時 智奴壯
士 宇奈比壯士の (廬八燎) 須酒師競 あひよばひ しける時者
焼太刀の 手預おしねり しらま弓 鞆とりおひて 水入 火にも
いらむと たちむかひ 競時爾 吾妹子が 母にかたらく (しづた
まき) いやしきわが故 ますらをの あらそふみれば いけりとも
あふべく有哉 (しじくしろ) 黄泉にまたむと (こもり沼の) したば
へおきて うちなげき 妹が去者 血沼壯士 其夜いめに見 とり
つづき おひゆきければ おくれたる 菟原壯士伊 仰天 さけび

おらび 跣地 牙かみたけびて 如己男爾 まけてはあらじと か
 きはきの 小劔とりはき (ところづら) 尋去祁禮婆 やから共射
 歸集 永代爾 するしにせむと とほき代に かたりつがむと 處
 女墓 中につくりおき 壯士墓 こなたかなたに つくりおける
 ゆゑよしききて 知らねども にひものごとくも ねなきつるかも
 葦屋之菟名負處女之八年兒之片生乃時從小放爾髮多久麻庭爾並居家
 爾毛不見虛木綿乃窄而座在者見而師香跡悒憤時之垣廬成人之誂時
 智奴壯士宇奈比壯士乃廬八燎須酒師競相結婚爲家類時者燒大刀乃手
 預押禰利白檀弓鞆取負而入水火爾毛將入跡立向競時爾吾妹子之母爾
 語久倭父手纏賤吾之故大夫之荒爭見者雖生應合有哉完串呂黃泉爾將
 待跡隱沼乃下延置而打嘆妹之去者血沼壯士其夜夢見取次寸追去祁禮
 婆後有菟原壯士伊仰天叫於良妣跟他牙喫建怒而如己男爾負而者不有
 跡懸佩之小釵取佩冬菽蕒都良尋去祁禮婆親族共射歸集永代爾標將爲

跡退代爾語將繼常處女墓中爾造置壯士墓此方彼方二造置有故緣聞而
 雖不知新裳之如毛哭泣鶴鴨

菟原と書けるに就いて略解に

宇奈比壯士とも菟原壯士とも又は菟會處女とも書たれば菟原をも宇奈比とよ
 みて同じく地名也原を夫とよめば夫と比と通へる故ならん

といひ古義に

菟原は和名抄に攝津國菟原郡 宇波良とあるはや、後の唱にて古へは宇奈比、郡
 とのみ云しなり、、原はいにしへ生と通し用て茅生、茅原、室原、室生などかけ
 り、されば原も其義にて書るなり

といへり案ずるにウナフといふ地名ならばこそ菟原の字をも充てめ原にフの訓
 あり又フとヒと通すればとてウナヒを菟原とは書くべからずはやくウナヒを訛
 りて山城の地名向日を訛りてムカフといへる如くウナフといひしによりて菟原
 の字を著けしにあらざるか

アシノヤノウナヒヲトメノ八トセ兒ノ片生ノ時ユ 片生は舊訓に従ひてカタオ

ヒとよむべし。略解にカタナリに改めたるはいがが。カタオヒといへる例なくばこそあらめ古義に擧げたる如くあまたの例あるをや。さてカタオヒはカタナリにおなじくて形の未と、のはぬをいふ。○ヲバナリ爾髮タクマデニ。ヲバナリは卷七(二三三九頁)にもヲトメラガハナリノ髮ヲユフノ山とありて童女の髮を放ち垂れたるをいひて漢籍の垂髻チヰに當るべし。髮タクは卷二(一七一頁及一七二頁)に

たけばぬれたかねば長き妹がかみこのごろみぬにかかげつらむか
人みな今は長しとたけといへど君がみし髪みだれたりとも

とあり。年長じて髪をかき上ぐる事にて漢籍に十有五而笄ハヤシとある笄ハヤシにぞ當るべき。さて從來字のまゝにヲバナリニカミタクマデニとよみて怪まざれどニといひて通せむや思ふべし。ヲバナリ爾ニはヲバナリノの誤なる事明なり。○ナラビヲル家ニモ見エズは近處ノ人ニモ見ラレズとなり。○ウツユフノコモリテ座在者 舊訓及古義にマセバとよめれど略解に従ひてラレバとよむべし。○見テシガトイブセム時ノ イブセムは卷八(一五九六頁)にアマゴモリ心イブセミイデミレバとあり。ヤキモキスルといふ意なり。○カキホナス人ノ詠時 カキホナスはシゲクといふこ

とにてトフの形容なり。上(一八三頁)なるカキホナス人ノヨゴトシゲミカモのカキホナスはシゲミにかゝれる枕辭なれば、こゝなると意は齊しけれど格は異なり。詠は略解にトフとみて「妻どひの意也」といへるに従ふべし(舊訓にはイドムとよめり)戰國策秦上に

楚人ニ兩妻ヲ有セル者アリ。人其長ケタル者ヲ詠フ。長ケタル者之ヲ詠ル。其少キ者ヲ詠フ。少キ者之ニ許ス。居ルコト幾何モ無クシテ兩妻ヲ有セル者死ス。客詠ヒシ者ニ謂ヒテ曰ク。汝長ケタル者ヲ取ラムカ。少キ者ヲカト。曰ク。長ケタル者ヲ取ラムト。客ノ曰ク。長ケタル者汝ヲ詠リ少キ者汝ニ和ス。何爲レゾ長ケタル者ヲ取ルト。曰ク。彼人ノ所ニ居レバソノ我ニ許サムコトヲ欲ス。今我妻トナレバソノ我爲ニ人ヲ詠ラムコトヲ欲スト

とある三箇の詠の字とつかひ様全く相齊し。さて見テシガトイブセム時ノ垣ホナス人ノトフ時のノは卷六(一〇八一頁)なる

につつじのにははむ時の、さくら花さきなむ時に
などのノにおなじくてこゝは見テシガト人ノイブセミ垣ホナストフ時といはむ

に同じ○智奴ヲトコ宇奈比ヲトコノ廬八燎須酒師競 廬八燎は略解にフセヤタキとよめり。須酒師のススにかゝれる枕辭なる事は明なれど伏屋ヲタクとはいふべからず。古義には大神、景井の説を擧げて

廬八は廬火の誤ならむか。アシ火タキ凝烟とつづきたるなり。アシ火タク屋ノスシテアレド○卷十一と云るを考合べし

といへり。此説よろし。但アシビタクとよむべし。須酒師競を舊訓にススシキホヒテ、略解にススシキノヒテとよめるを古義にはススシキホヒと六言によめり。須酒師は進む事とおぼゆれどススといふ語あるを聞かず。須酒師の師は味などの誤にあらざるか。しばらくススミキホヒとよみつ○アヒヨバヒ、シケル時者 アヒは添辭、ヨバヒはやがてツマドヒなり。時者は略解に時煮の誤としてトキニとよめるに従ふべし○ヤキダチノ手預オシネリ 手預を契沖は一本に據りて手預の誤としてタカヒとよみて

神代紀上云、急握劍柄今の日本紀にはかく點せれど釋日本紀にはタカヒと有て日向風土記を引て云、宮崎郡高日村昔者自天降神以御劍柄置於此地因曰劍柄村

後人改曰高日村也、かゝればタチを下略して柄をカヒと云へるなり

といひ雅澄は

手預は手頭の誤としてタカミと岡部氏のよめるぞ宜しき。タカミは古事記に手上書紀に劍頭と書て今云柄なり。又神武天皇紀に撫劍此云ツルギノタカミトリシバルと見えたり。又紀中に劍柄と書て多加比と訓る所もあり。そはいみじきひがごとなり。其は風土記に日向國宮崎郡高日村昔者自天降神以御劍柄置於此地因曰劍柄村後人改曰高日村也とあるを本よりタカヒノ村とは云つれども劍柄と書しを改めて高日とせしと、云ことごとひが心得してつひに劍柄をしか訓るものなり。此風土記の意はもとタカミノ村と云るを後人タカヒと改めつと云ことにて劍柄をタカヒと云べきよしは更に無し。ミとヒの濁音と通ふまゝに後人改めて然いへるのみにこそあれ、よく考べし

といへり。諸本に手預とあればなほタカヒとよむべし。オシネリは契沖押ヒネリと云へる歟。又物を練る如くたゆまずして返す返すとりしはる意にやといへり。後の解の如くならむ。即太刀の柄をとりしはりとりしはりする事なるべ

し略解古義は前説に従へり○シラマユミユギトリオヒテは眞弓ト鞆トヲ帶ビテとなり。卷三(五七五頁)なる家持の長歌にもアヅサ弓ユギトリオヒテとあり。オヒテは必しも背に負ふこととは心得べからず。今帶ビテといふをいにしへは負ヒテと云ひしなり。萩黄葉などにツユジモオヒテとよめるも寧帶ビテと解すべし。彼長歌の反歌にも大伴ノ名ニオフユギオヒテのオヒテを帶而と書けり。以上四句は二壯士が互に威を示す状なり○入水火爾毛將入跡 從來此二句をミヅニイリヒニモイラムトとよめり。案ずるにこはミヅニイラバヒニモイラムトとよむべし。すなはち汝妹ノ爲ニ水ニ入ラバ我ハ妹ノ爲ニ火ニモ入ラムトといへるなり○タチムカヒ競時爾 タチムカヒは二壯士相對シテとなり。競時を舊訓にイソヒシトキニとよみ略解にキソヘルトキニ、古義にキホヘルトキニとよめり。キホヒシトキニとよむべし。但舊訓の如くイソヒシトキニとよまむも可なり。イソフは卷一藤原宮之役民作歌に伊蘇波久ミレバとありて競ふ事なればなり(八二頁參照)○吾妹子が母ニカタラクシヅタマキイヤシキワガユエ 古義に「イヤシキ吾ナルモノヲの意なり。吾故ニヨリテといふ意にはあらず」といへり。もし然らばワレ故とこそあるべし。

れ。吾之故とは云はざらむ○マストラヲノアラソフミレバイケリトモアフベク有哉を舊訓にアレヤとよめるを古義にアラメヤに改めたり。案ずるに集中に

いにしへの人にわれあれやささなみのふるき都をみればかなしも(卷一)
あぶりほす人もあれやもぬれ衣を家にはやらな旅のしるしに(此卷)

などアラメヤをアレヤといへる例あれば今もアフベクアレヤとよみて逢フベクアラメヤの意とすべし(一〇五三頁參照)○完申呂ヨミニマタムト 完申呂は繼體天皇紀の歌に矢自矩矢盧とあるに據りてシジクシロと第二のシを濁りてよむべし。そのシジクシロヨミを契沖は繁櫛シシク口黄泉ヨミの意としてイザナギノ尊が黄泉にてユツツマ櫛を投げ給ひし故事に據れりとし眞淵シシクは繁釧シシク好ヨミの意とし、雅澄シシクは繁酒シシク甘美の意とし、飯田武郷翁(日本書紀通釋二六〇一頁)は啜酒シシク美水ヨミの意とせり。案ずるに繁申シシク口數ヨミの意なるべし。口は助辭にて申は矢なり(古事記白檮原シシク宮の段に五瀬シシク命御手ニ登美毘古ガ痛矢シシク申ヲ負ハシキとあるを思ふべし)かの繼體天皇紀にシジクシロウマイネシトニとあるはウマイのイに繁申シシク口射シシクとかゝれるなり○コモリ沼シシクノシタバへオキテ 契沖は

シタバへは下の心にあらまし置意なれば今隠沼に身を投て死なむと思ひ定むる事をやがてコモリヌをシタバへの枕詞のやうに云なり

といひ古義に

シタとは裏にてしのび隠してひそかに物するを云ことなり。ハへとは思をかけたつまどひするを云。シノビ隠シテ人シレズヒソカニ思ヲカケ置テといふなるべし

といへり。上なるコトヲシタバへの處(一八二九頁)にいへる如く心に契るをいふ。黄泉にて待たむと智努壯士に内々心を通はしおくなり。はやく略解に

反歌を合せ見るに知努をとこに心ありしかどかく争ふ故に逢難きをいふなるべし

といひ古義に

血沼ヲトコ其夜夢ニ見云々といひ又反歌にキキシゴトチヌヲトコニシ依倍ケラシモとあるを合せ見るにこの處女、血沼壯士に心よせたれど相競ふ壯士のある故に得あふこともせざれば夜見に行て血沼壯士を待むと心の内に契りおき

て自害せるよしなり

といへり。さて契沖は隠沼に身を投げて死にしと見たれど卷十九なる家持の追和歌に

家さかり海邊にいでたち朝よひにみちくるしほのやへ浪になびく珠藻のふしの間もをしき命をつゆじものすぎましにけれ

といへるを見れば海に身を投げて死ににしてコモリ沼ノは尋常の枕辭に過ぎず。○ウチ嘆き妹が去者 去者を舊訓にイヌレバとよみ古義にユケレバとよめり。ユケバ、ユキシカバなどこそいふべけれ、ユケレバといふべき處にあらず。されば舊訓に據るべし。○血沼ヲトコ其夜イメニ見、トリツヅキオヒユキケレバ オヒユキケレバは殉死セシカバとなり。○オクレタル菟原ヲトコ伊仰天サケビオラビ 舊訓略解にウナヒヲトコモ、イアフギテとよめるを古義に伊を上につけてウナヒヲトコイ、アメアフギとよみ改めたるは一發明なり。伊は例の助辭にて仰天は下なる躡地と相對せるなり。オラブは日本紀に哭聲、哀號、叫啼などをオラブとよませたり。契沖は

今も筑紫の方の詞にサケブをオラブと云へり
といひ雅澄も

今も土左國などにてはなきさけぶをオラブと云り
といへり○躡地^ナ牙カミタケビテ 舊訓にツチニフシとよみたれど躡は普通の字
書には見えざる字なり。されば略解に

或人は蹉跎の誤にてアシズリシなるべしといへり。上の浦島子が長歌にも足受
利四ツツまた次に○荇野橋別大伴卿歌に足垂^{シズレ}之などあり

といひ古義には訓は舊訓に従ひて
もしは陽字の誤にはあらざるか

といひ考には躡地の誤としてアシフミシとよめり。躡は踏の異體なり。案ずるに躡
の字通常の字書には見えざれど新撰字鏡(天治本卷二の二六丁)に

躡(、、後也跟(上字同、、平踵也久比々須)

とありて跟と同字とせり。之に基づきて濱臣略解改正本頭註は
地に躡つくるはやがて足すりすることなれば義もてアシズリシとよむべし

といひ木村博士訓義辨證下卷二十頁は出雲風土記意字郡の條に號天踊地とあり
てアメニヨバヒ、ツチニヲドリとよめるにそのさま似たればタチヲドリとよむべ
しといへり。アシズリシにてもアシブミシにてもタチヲドリにても上なるアメア
フギに對せず。躡の字もし誤ならずば躡^{クサ}を地につくるは足すりするにはあらで地
をふむにしあればツチヲフミとよむべきならむ。もし又考の説の如く躡の誤なら
ば無論ツチヲフミとよむべし。そのツチヲフムは俗に地ダンダ踏ムといふ状なら
む○モコロヲニマケテハアラジト モコロは如シの古言なり。さて如^{コト}を名詞に附
屬せずして直に如^{コト}フラバ、如^{コト}ナラバなどいふ如くモコロも必しも何ノモコロとは
云はざりしなり。然もこゝにモコロヲを如己男と書けるはこゝにモコロヲといへ
るは己ト同等ナル男といふ意なるを示さむとてなり○懸佩ノヲダチトリハキ
舊訓にカケハキとよめるを略解にカキハキに改めたり。然も懸をカキともよむべ
き所以を云はず。古義には

懸はカキなり。懸を古へは多くはカキと云りし故に此字を書るなり。古事記に掛^{カキ}
出胸乳、又應神天皇條に掛^{カキ}出其骨などもあり

といへり。案ずるに卷二(二五九頁)に御名ニ懸カ世流セアスカ河云々とあるを思へば懸はいにしへ四段活なりしにてさればこそ、にカキに懸の字を借用ひたるなれ。さてカキハキのカキは添辭にて古義にいへる如く取佩といはむに同じ。なほいは常ニ取佩ク小太刀ヲ取佩キといへるなり。○トコロヅラ尋去祁禮婆 契沖と雅澄とはタヅネユケレバとよみ略解にはトメユケレバとよめり。略解に従ふべし。ユケレバといふべき處にあらざること前にいへる如し。そのトメユケレバも亦殉死セシカバといふ意なり。○親族共射歸集 親族共を舊訓にヤカラドモとよみ古義にヤカラドチとよめり。古義に従ふべし。卷八(一五八九頁)にもオモフ人共ドアヒミツルカモとあり。射歸集は舊訓にイユキアツマリ、代匠記にイユキツドヒテ、略解にイヨリツドヒテ、古義にイユキツドヒ(六言)とよめり。さて古義に

歸は歸依とつらぬる字なればヨリとよまむはさることながら此集中にはユクと訓べき處にのみ用ひてヨリとよむべき所につかへることなし

といへり。集は卷十なる梅ヲカザシテココニ集ツル有などの例によりてツドヒとよむべし。さてテをよみそふべきか否かといふにテとよむべき處は鞞取負而、下延置而、

建怒タケヒ而、負而、聞而とやうに而の字を書けるに、こゝには而の字なければ古義の如くイユキツドヒと六言によむべし。○永代爾トホキシルシニセムトトホキ代ニカタリツガムト 略解に

永代トコシヘニともよむべし。トホキ代ニと同じ語重なりたれば也

といへるは作者の本意にたがふべし。作者はわざとナガキ代とトホキ代とをならべたるなり。さて永代爾の爾は乃などの誤なるべし。○ヲトメ墓ナカニツクリオキヲトコ墓コナタカナタニツクリオケル故ヨシキキテ知ラネドモニヒモノゴトモネナキツルカモ 墓を舊訓にツカとよめるを古義にハカに改めたり。いにしへよりヲトメツカといひなれたれば墓と書けるに拘はらでなほツカとよむべし。シラネドモは其人ヲ知ラネドモとなり。ニヒモは新喪なり。○父は文、他は地の誤なり

反歌

葦屋のうなひ處女のおくつきをゆきくと見ればねのみしなかゆ
葦屋之宇奈比處女之奥櫛乎往來跡見者哭耳之所泣

ユキクトミレバは往クトテ見、來トテ見レバとなり

墓ツカの上の木枝コノエなびけり如オウゴト聞ちぬをとこにし依ヨシ倍レけらしも

墓上之木枝靡有如聞陳努壯士爾之依倍家良信母

右五首高橋連蟲麻呂之歌集中出

コノエナビケリとは木ノ枝が智奴壯士ノ墓ノ方へ靡ケリとなり。如聞を舊訓にキクガゴト、古義にキキシゴトとよめり。舊訓に従ふべし。キキシゴトとよみてはカネテ聞キシ如クといふ意に聞えて長歌にユエヨシキキテ云々といひて今聞く趣なると相かなはず。さて墳上の古木はもとより一株にはあらざるべけれど卷十九なる追和歌に

後の代のききつぐ人もいや遠にしぬびにせよとつげ小櫛しがさしけらしおひてなびけり

といひ反歌に

をとめらが後のしるしとつげ小櫛おひかはりおひてなびきけらしも

といへるを思へば黄楊の老樹ありて特に目だちたりしなり。さればこゝに木枝といへるも其黄楊の枝ならむ。○結句を舊訓と略解とにはヨルベケラシモとよみた

れどヨルベケラシモといふ辭は無し(玉緒六卷二十丁及玉緒線分波、卷二十四丁右に見えたる説はうべなはれず)古義には

倍は仁の誤なりと或説に云り。さもあるべし

といひてヨリニケラシモとよめり。案ずるに依倍を依信の誤として(又は倍を衍字として)ヨラシケラシモとよむべし(元曆校本には依家良陪母、類聚古集には依家良倍母とあり。即依の下の倍は無くして信母の信を陪又は倍に誤れり)ヨラシケラシモは處女ハ茅渟男ニ傾イテ居ラレタサウナとなり

(大正九年十月講了)

(流布本卷第七至卷第九目錄)

萬葉集卷第七

雜譚

詠天一首

詠雲三首

詠山七首

詠河十六首

詠花一首

詠蘿一首

詠鳥三首

詠井二首

芳野作歌五首

攝津作歌二十一首

詠月十八首

詠雨二首

詠岳一首

詠露一首

詠葉二首

詠草一首

思故鄉二首

詠按琴一首

山背作歌五首

羈旅作歌九十首

問答歌四首

就所發思三首

行路歌一首

譬喻歌

寄衣八首

寄和琴一首

寄玉十六首

寄木八首

寄花七首

寄鳥一首

寄雲一首

寄雨二首

寄赤土一首

臨時作歌十二首

寄物發思一首

旋頭歌二十四首

寄絲一首

寄弓二首

寄山五首

寄草十七首

寄稻一首

寄獸一首

寄雷一首

寄月四首

寄神二首

寄河七首

寄海九首

寄藻四首

旋頭歌一首

挽歌

雜挽十二首

羈旅歌一首

萬葉集卷第八

春雜歌

志貴皇子權御歌一首

鏡王女歌一首

駿河采女歌一首

尾張連歌二首名闕

寄埋木一首

寄浦沙二首

寄船五首

或本歌一首

中納言阿倍廣庭卿歌一首
 山部宿禰赤人歌四首
 草香山歌一首
 櫻花歌一首并短歌
 山部宿禰赤人歌一首
 大伴坂上郎女柳歌二首
 大伴宿禰三林梅歌一首
 原見王歌一首
 大伴宿禰材上梅歌二首
 大伴宿禰駿河麻呂歌一首
 中臣朝臣武良自歌一首
 河邊朝臣東人歌一首
 大伴宿禰家持鶯歌一首

大藏少輔丹比屋主真人歌一首
 丹比真人乙麻呂哥一首屋主真人第二之子也
 高田女王歌一首高安之女也
 大伴坂上郎女歌一首
 大伴宿禰家持春鶉歌一首
 大伴坂上郎女歌一首

春相聞

大伴宿禰家持贈坂上家之大嬢歌一首
 大伴田村家毛大嬢與妹坂上大嬢歌一首
 大伴宿禰△△△坂上郎女歌一首
 笠女郎贈大伴家持歌一首
 紀女郎歌一首名曰小鹿

天平五年癸酉春閏三月笠朝臣金村贈入唐使歌一首并短歌

藤原朝臣廣嗣櫻花贈娘子歌一首

娘子和歌一首

厚見王贈久米女郎歌一首

久米女郎報贈歌一首

紀女郎贈大伴宿禰家持歌二首

大伴家持贈和歌二首

大伴家持贈坂上大嬢歌一首

夏雜歌

藤原夫人歌一首

志貴皇子御歌一首

弓削皇子御歌一首

小治田廣瀨王霍公鳥歌一首

沙彌霍公鳥歌一首

刀理宣令歌一首

山部宿禰赤人歌一首

式部大輔石上堅魚朝臣歌一首

太宰帥大伴卿和歌一首

大伴坂上郎女思筑紫大城山歌一首

大伴坂上郎女霍公鳥歌一首

小治田朝臣廣耳歌一首

大伴家持霍公鳥歌一首

同家持橘歌一首

同家持晚蟬歌一首

大伴書持歌二首

大伴清繩歌一首

庵君諸立歌一首

大伴坂上郎女歌一首

大伴家持唐棣花歌一首

同家持恨霍公鳥晚喧歌二首

同家持懼霍公鳥歌一首

同家持惜橘花歌一首

同家持霍公鳥歌一首

同家持雨日聞霍公鳥喧歌一首

橘歌一首 遊行女婦

大伴村上橘歌一首

大伴家持霍公鳥歌二首

同家持石竹花歌一首

惜不登筑波山歌一首

夏相聞

大伴坂上郎女歌一首

大伴四繩宴吟歌一首

大伴坂上郎女歌一首

小治田朝臣廣耳歌一首

大伴坂上郎女歌一首

紀朝臣豐河歌一首

高安歌一首

大神女郎贈大伴家持歌一首

大伴田村大嬢與妹坂上大嬢歌一首

大伴家持攀橘花贈坂上大嬢歌一首并短歌

同家持贈紀女郎歌一首

秋雜歌

岡本天皇御製哥一首

大津皇子御歌一首

穗積皇子御歌一首

但馬皇子御歌一首 一云子部王作

山部王惜秋葉歌一首

長屋王歌一首

山上憶良七夕歌十二首

太宰諸卿大夫并官人等宴筑前國蘆城驛家歌二首

笠朝臣金持伊香山作歌二首

石川朝臣老夫歌一首

藤原宇合卿歌一首

緣達帥歌一首

山上臣憶良詠秋野花歌二首

天皇御製歌二首

太宰帥大伴卿歌二首

三原王歌一首

湯原王七夕歌二首

市原王七夕歌一首

藤原八束歌一首

大伴坂上郎女晚芽子歌一首

典鑄正紀朝臣鹿人至衛門大尉大伴宿禰稻公跡見庄作歌一首

湯原王鳴鹿歌一首

市原王歌一首

湯原王蟋蟀歌一首

衛門大尉大伴宿禰稻公歌一首

大伴家持和歌一首

安貴王歌一首

忌部首黑麻呂歌一首

故鄉豐浦寺之尼私房宴歌三首

大伴坂上郎女跡見田庄作歌二首

巫部麻蘇娘女鴈歌一首

大伴家持和哥一首

日置長枝娘子歌一首

大伴家持和歌一首

同家持秋歌四首

藤原朝臣八束歌二首

大伴家持白露歌一首

大伴利上歌一首

右大臣橘家宴歌七首

橘宿禰奈良丸結集宴歌十一首作者十人

大伴坂上郎女竹田庄作歌二首

佛前唱歌一首

大伴宿禰像見歌一首

大伴宿禰家持到娘子門作歌一首

同家持秋歌三首

內舍人石川朝臣廣成歌二首

大伴宿禰家持鹿鳴歌二首

大原真人今城傷惜寧樂故鄉歌一首

大伴宿禰家持歌一首

秋相聞

額田王思近江天皇作歌一首

鏡王女作歌一首

弓削皇王御歌一首

丹比真人歌一首 名闕

丹生女王贈太宰帥大伴鄉歌一首

笠縫女王歌一首 六人部親王之女
母曰田形皇女

石川賀係女郎歌一首

賀茂女王歌一首

遠江守櫻井王奉 天皇歌一首

天皇賜報和御歌一首

笠女郎贈大伴宿禰家持歌一首

山口女王賜大伴宿禰家持歌一首

湯原王贈娘子歌一首

大伴家持至姑坂上郎女竹田庄作歌一首

大伴坂上郎女和歌一首

巫部麻蘇娘子歌一首

大伴田材大嬢與妹坂上大嬢歌二首

坂上大娘秋稻藪贈大伴宿禰家持歌一首

大伴宿禰家持報贈歌一首

又報脫著身衣贈家持歌一首

大伴宿禰家持攀非時藤花并芽子黃葉二物贈坂上大嬢歌二首

同家持贈坂上大嬢歌一首 并短歌

同家持贈安倍女郎秋歌一首

同家持從久邇京贈留寧樂宅坂上大嬢歌一首

或者贈尼歌二首

尼作頭句并大伴宿禰家持所詠尼續末句和△一首

冬雜詠

舍人娘子雪歌一首

太上天皇御製歌一首

天皇御製歌一首
 太宰帥大伴卿冬日見雪憶京歌一首
 同卿梅歌一首
 角朝臣廣辯雪梅歌一首
 安倍朝臣奧道雪歌一首
 若櫻部朝臣君足雪歌一首
 三野連石守梅歌一首
 巨勢朝臣宿奈麻呂雪歌一首
 小治田朝臣東麻呂雪歌一首
 忌部首黑麻呂雪歌一首
 紀少鹿女郎梅歌一首
 大伴宿禰家持雪梅歌一首
 御在西池邊肆宴歌一首

大伴坂上郎女歌一首
 池田廣津娘子梅歌一首
 縣犬養娘子依梅發思哥一首
 大伴坂上郎女雪歌一首

冬相聞

三國真人足歌一首
 大伴坂上郎女歌一首
 和歌一首
 藤皇后奉天皇御歌一首
 池田廣津娘子歌一首
 大伴宿禰駿河麻呂歌一首
 紀少鹿女郎歌一首
 大伴田村大孃與妹坂上大娘歌一首

大伴宿禰家持歌一首

萬葉集卷第九

雜譚

泊瀨朝倉宮御宇天皇御製歌一首

岡本宮御宇天皇幸紀伊國時歌二△

大寶元年辛丑冬十月幸紀伊國時歌十三首

後人歌三首

獻忍壁皇子歌一首 詠仙人形

獻舍人皇子歌二首

泉河邊間人宿禰作歌二首

鷺坂作歌一首

名木河作歌二首

高島作歌二首

紀伊國作歌二首

鷺坂作歌一首

泉河作歌一首

名木河作歌三首

宇治河作歌二首

獻弓削皇子歌三首

獻舍人皇子歌二首

舍人皇子御歌一首

路鳥坂作歌一首

泉河邊作歌一首

獻弓削皇子歌一首

柿本朝臣人麻呂歌集譚二首

登筑波山詠月△一首

幸芳野離宮時歌二首

槐本歌一首

山上歌一首

春日歌一首

高市歌一首

春日藏歌一首

元仁歌一首

絹歌一首

鳥足歌一首

鷹歌一首

丹比真人歌一首

和歌一首

石川卿歌一首

宇合卿歌三首

碁師歌二首

小辨歌一首

伊保麿歌一首

式部大倭歌一首

兵部川原歌一首

詠上總末珠名娘子一首并短歌

詠水江浦島子一首并短歌

見河內大橋獨去娘子△歌一首并短歌

見武藏少崎沼鴨作歌一首

那賀郡曝井歌一首

手網濱歌一首

春三月諸卿大夫等下難波時歌二首并短歌

難波經宿明日還來時歌一首并短歌

檢稅使大伴卿登筑波山時歌一首并短歌

詠霍公鳥譚一首△△

登筑波山歌一首并短歌

登筑波嶺爲耀歌會日作歌一首并短歌

詠鳴鹿歌一首并短歌

沙彌女王歌一首

七夕歌一首并短歌

相聞

振田向宿禰退筑紫國時歌一首

拔氣大首任筑紫時娶豐前國娘子紐兒作歌三首

大神大夫任長門守時集三輪河邊宴歌二首

大神大夫任筑紫國時阿倍大夫作歌一首

獻弓削皇子歌一首

獻舍人皇子歌二首

石河大夫遷任上京時播磨娘子贈歌二首

藤井連遷任上京時娘子贈歌一首

藤井連和歌一首

鹿島郡苅野橋別大伴卿歌一首并短歌

與妻歌一首

妻和歌一首

贈入唐使歌一首

神龜五年戊辰秋八月△歌一首并短歌

天平元年己巳冬十二月△歌一首并短歌

天平五年癸酉遣唐使舶發難波入海之時親母贈子歌一首并短歌

思娘子作歌一首并短歌

挽歌

宇治若郎子宮所歌一首
 紀伊國作歌四首
 過足柄坂見死人作歌一首并短歌
 過葦屋處女墓時作歌一首并短歌
 哀弟死去作歌一首并短歌
 詠勝鹿真間娘子哥一首并短歌
 見菟原處女墓歌一首并短歌

萬葉集新考第一正誤

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
七	一	怜 _レ 柯	返點 _レ ヲ除クベシ	一三四	一三	案ずる	案ずるに
一七	一二	兎道	兎道乃	一三九	七	よなむべし	とよむべし
四〇	一〇	黄 _キ	黄 _キ	一四八	四	弓に	弓ニ
四二	九	麻 _ヲ	麻 _ヲ	一五七	三	イカニ	イカニカ
六三	三	いとふ	といふ	一五八	一三	女郎	女郎
六六	二	即道	神道	一六四	一〇	弓刺	弓削
九六	七	右作歌者	右歌作者	一七七	一	復語尾	復語尾
一〇二	六	離	舩	一七八	七	フリニシ女	フリニシ姫 _{オミナ}
一一一	三	鳴	鳴	一八〇	一	いへるは	といへるは
一二二	一	なげば	なげれば	二〇五	九	かゝるれ	かゝれる
一二七	六	右一首	右二首	二一六	二	青雲の	青雲ノ
一三三	六	死 _レ 奈	返點 _レ ヲ除クベシ	二二〇	四	神宮	神宮

萬葉集新考第二正誤

二二二	一三	二云	一云
二三〇	一三	天皇は	天皇ハ
二三一	一三	所にある	所ある
二四二	八	磯	磯
二六五	一三	それともの	そともの
二六六	一	わざみの	わざみが
同	四	云はらへと	一云はらへと
二七一	一	鼓之者	鼓之音者
二七九	三	とへり	といへり
二八九	八	カシカミテ	カシコミテ
三一二	八	といれど	といへれど
三四三	一二	逢へジ	逢ヒ敢へジ
三五七	三	野阪のつと	野阪の浦づと

三五八	五	記傳	記傳
三六二	一三	佐土國	土佐國
三六三	一一	引かる	引かる
三六四	九	南比都	南毗都
三七九	六	榜	榜
三九一	一	丹此	丹比
四一〇	一一	家里	家利
四八七	四	いにし	いにしへ
四九九	一一	乞ハデハ	乞ハズバ
五二八	四	卷に	段に
五七五	三	(梓弓)	括弧ヲ除クベシ

六六〇	二	官爾	宮爾
六九〇	一二	カガル	カカル
七一九	四	書記	書紀
七七九	二	(うま酒を)	(うま酒を)
七八五	六	おもび	おもひ
八〇八	一三	縵	縵
八一〇	四	だとへば	たとへば
八二七	一	伎會	伎會
八七二	一	たつの馬も	たつの馬も
八八二	七	基づけるなり	基づけるなり

九一三	一二	牟梅	牟梅
九二〇	八	已について	已について
九四三	七	昱	昱
九四四	六行ト七行トノ間ニ	〇ヲ落セリ	
九七六	五	日ノミカド	日ノオホミカド
九八一	一二	末盈	未盈
九八三	七	己を	己を
九八四	五	偷の右傍の△ヲ除クベシ	
一〇〇二	八	七月一日	七月廿五日
一〇五九	一三	采	采(〇以下準之)



萬葉集新考
第三

昭和三年五月二十七日印刷
昭和三年五月三十日發行

著者

發行者

印刷者

印刷所

發行所

(非賣品)

井上通泰

東京市麴町區內幸町一丁目六番地
中塚榮次郎

東京市下谷區二長町一番地
守岡功

東京市下谷區二長町一番地
凸版印刷株式會社

東京市麴町區內幸町一丁目六番地

國民圖書株式會社

電話銀座二一八八番
振替東京五二二九八番

1717

255

531

136

